

にかほ都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスタープラン)



平成 2 2 年 7 月
秋 田 県

仁賀保都市計画区域、金浦都市計画区域及び象潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

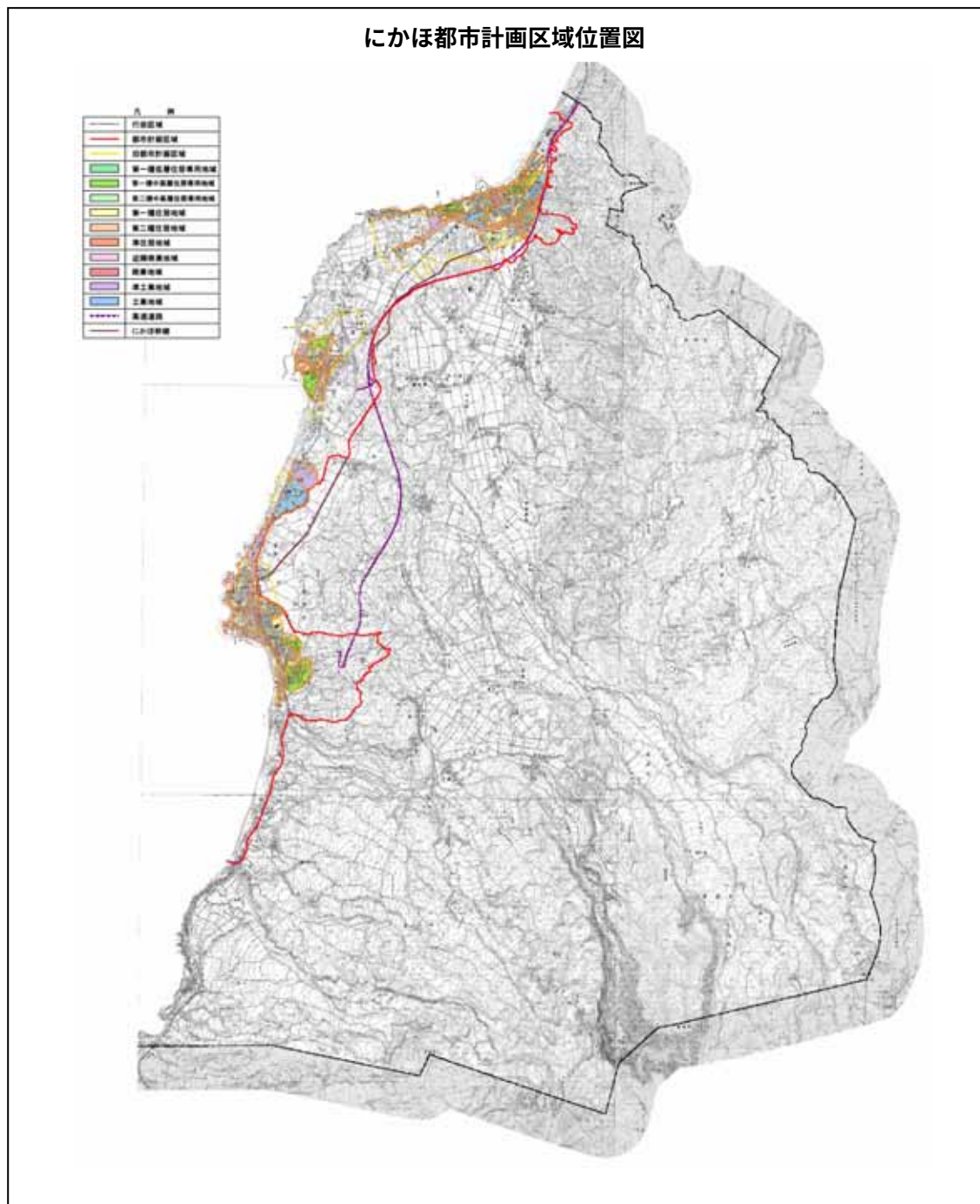
目 次	添付図面等
1. 都市計画の目標..... 1 (1) 基本的事項 1 1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模 1 2) 基準年及び目標年次 2 (2) 広域都市圏の将来像 2 1) 本荘広域都市圏の位置づけ、役割等 2 2) 本荘広域都市圏の将来像 3 3) 本荘広域都市圏の目標 3 (3) 都市づくりの基本理念 5 1) 都市計画区域の位置づけ、役割等 5 2) 都市計画区域の将来像 5 3) 都市計画区域の目標 6 (4) 目標とする市街地像 7 (5) 社会的課題に対する 都市計画としての取り組みの方針 13	○都市計画区域位置図 ○広域都市圏将来図 ○目標とする市街地像図
2. 区域区分の決定の有無..... 14 (1) 区域区分の有無 14	
3. 主要な都市計画の決定の方針..... 15 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 15 1) 主要用途の配置の方針 15 2) 土地利用の方針 18 (2) 都市施設の整備に関する 主要な都市計画の決定の方針 23 1) 交通施設の都市計画の決定の方針 23 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 29 (3) 市街地開発事業に関する 主要な都市計画の決定の方針 35 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針 35 2) 市街地整備の目標 35 (4) 自然的環境の整備又は 保全に関する都市計画の決定の方針 36 1) 基本方針 37 2) 主要な緑地の配置の方針 39 3) 実現のための具体の都市計画制度の方針 37	○土地利用の方針図 ○交通施設の整備方針図 ○下水道及び河川の整備方針図 ○自然的環境の整備又は保全の方針図

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模 ※

都市計画区域名	都市名	範囲	面積
にかほ都市計画区域	にかほ市	行政区域の一部	約2,353ha



※ 本区域マスタープランは、平成16年4月策定の仁賀保、金浦及び象潟の旧3都市計画区域マスタープランを基本に統合したものです。

2) 基準年及び目標年次

本区域マスタープランの目標年次は、おおむね20年後の将来都市像を展望して定めるものとし、「都市計画の目標」や「主要な都市計画決定の方針」の内、「基本方針」に関する事項については、平成32年を目標年次として想定する。また、「区域区分」に関する事項や「主要な都市計画決定の方針」の内、「整備目標」に関する事項については、おおむね10年後となる平成22年を想定する。

【基準年及び目標年次】

記載事項		基準年	目標年次
1. 都市計画の目標		平成12年	平成32年
2. 区域区分の決定の有無			平成22年
3. 主要な都市計画 の決定の方針	基本方針に関する事項		平成32年
	整備目標に関する事項		平成22年

(2) 広域都市圏の将来像

1) 本荘広域都市圏の位置付け、役割等

本荘広域都市圏は秋田県南西部に位置し、西に日本海を望み、南は鳥海山によって山形県側と境界を接しており、子吉川流域に広がる自然の豊かな地域である。

子吉川の河口に位置する旧本荘市を中心に広域的な道路網が放射状に配置され、圏域内の地域を結んでいる。

にかほ市を中心に電子素材産業の生産拠点が立地し、工業出荷額が県全体の3割近くを占め、工業生産性の高い地域を形成している。また、鳥海国定公園を中心に豊かな自然が広がり、地域固有の歴史・文化に彩られた、代表的な観光地が形成されている。

今後、居住人口の減少や少子・高齢化傾向が進むことが見込まれ、交流人口の拡大や定住施策の展開が求められている。広域都市圏全体が持続的に発展するためには、生産拠点の海外移転など生産環境の変化に対応して、既存産業を維持するとともに、秋田県立大学などとの産学官連携による新たな先端技術産業の創出が必要となっている。また、広域都市圏内外の活発な交流・連携を実現することが重要である。

以上により、本荘広域都市圏の位置づけ・役割を以下の2点とする。

○秋田県の先端技術産業の中核と位置づけ、産学官の連携による先端技術の創出を図り、先端技術産業をリードする役割を担う。

○鳥海山をめぐる広域観光を展開する地域と位置づけ、観光を中心とした交流人口の拡大を図るとともに、豊かな自然や地域文化を継承する役割を担う。

2) 本荘広域都市圏の将来像

本荘広域都市圏のおおむね20年後の将来像を次のように掲げる。

**「豊かな自然と地域文化の継承、産業の発展により
活気あふれる本荘広域都市圏」**

日本海・鳥海山・子吉川流域など豊かな自然と地域固有の歴史・文化等の継承、広域的な観光の展開や、先端技術産業の創出により、人々が交流し、活気あふれる本荘広域都市圏をめざす。

3) 本荘広域都市圏の目標

本都市圏における将来像の実現に向け、本荘広域都市圏の目標を次のとおりとする。

ア．産学官連携による先端技術産業ゾーンの形成

先端技術産業をリードするため、秋田県立大学などの学術・研究機能を活かした産学官連携により、新たな産業が展開する先端技術産業ゾーンの形成を図る。

イ．環鳥海連携による広域観光ゾーンの形成

観光を中心とした活発な交流を実現するため、めぐまれた自然や歴史文化を活かした特徴ある観光拠点の形成と、これらを相互に結ぶ周遊型の観光交流ネットワークの強化により、環鳥海の広域観光ゾーンの形成を図る。

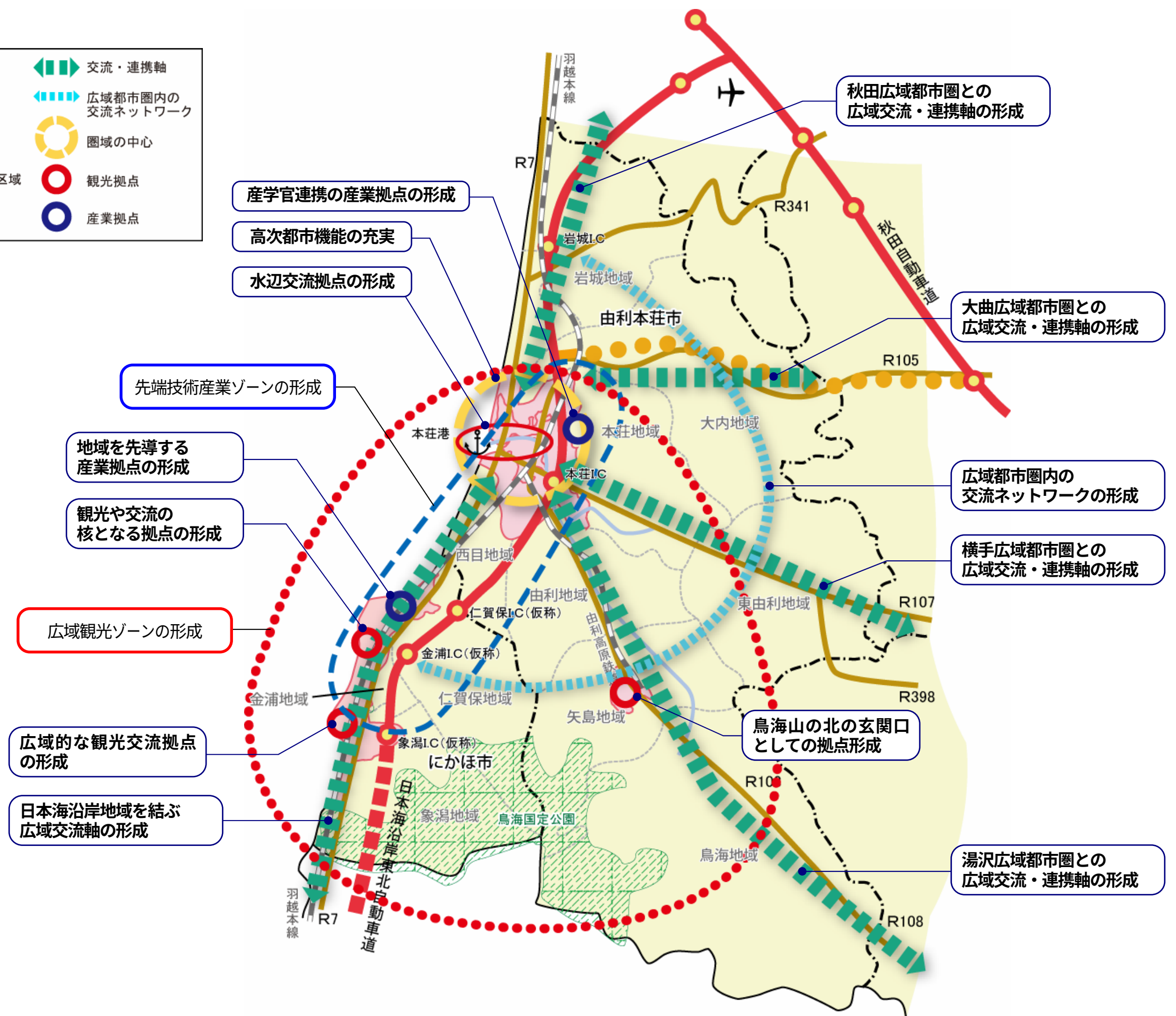
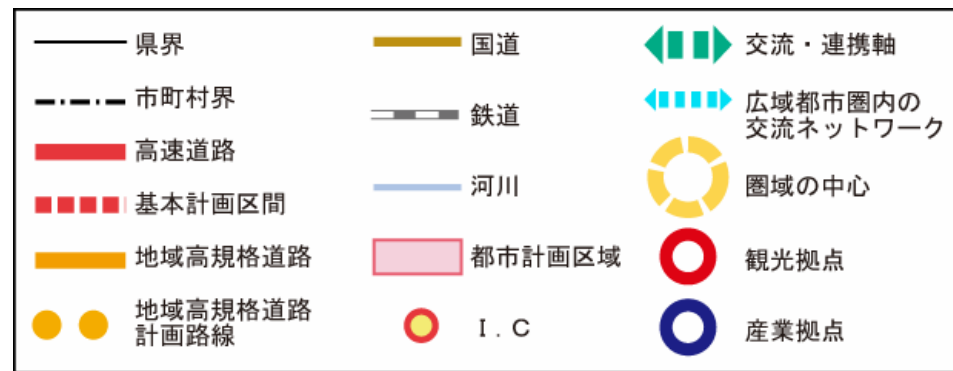
ウ．豊かな自然の未来への継承

鳥海山麓や子吉川流域など、豊かで身近な自然の維持・保全を図り、未来へ継承していく。

エ．広域交流・連携軸の形成

都市圏内外の活発な交流・連携を実現するため、広域都市圏と日本海沿岸地域や内陸地域を結ぶ広域交流・連携軸の形成を図る。

▼広域都市圏将来図



(3) 都市づくりの基本理念

1) 都市計画区域の位置づけ、役割等

にかほ都市計画区域は、対馬暖流の流れる日本海に面し、県内でも比較的温暖な気候となっており居住環境に恵まれている地域といえる。

古くから漁港として栄え江戸時代には廻船¹が寄港する湊²として圏域内外との交流が盛んであった。中でも平沢、三森、金浦及び象潟は日本海沿岸の物産の中継基地として栄えていた。現在は、秋田県沿岸南部の中核漁港として発展している。

地域別の特徴として、

仁賀保地域は、仁賀保高原の北側にあり、鳥海山を源とする白雪川の流域に開けた平野に位置しており、県内を代表する電子素材産業の集積する工業拠点として発展している。

金浦地域は、鳥海山を背後にひかえ、起伏に富んだ緑豊かな自然の中に海浜、池沼、河川の優れた自然景観を持ち合わせている。南極探検の先駆者・白瀬中尉を顕彰した記念館並びに飛のくずれ、観音潟及び竹嶋潟の景観を活かした観光のまちづくりをすすめている。

象潟地域は、鳥海山麓に開けた台地の西端に位置し、松尾芭蕉が「奥の細道」に記した景勝地「象潟」や「蛸満寺」で知られた観光地を擁するとともに、鳥海山をめぐる観光の玄関口となっている。また、海水浴など海洋性レクリエーション機能を有している。

また、交通面ではJR羽越本線、国道7号及び主要地方道仁賀保矢島館合線で周辺都市とつながっている。また、日本海沿岸東北自動車道道路の延伸により、さらなる交流が期待されている。

以上のことから、にかほ都市計画区域は、電子産業を核とした地域産業の先導役であるとともに、優れた自然環境と都市機能の調和のもと、日本海沿岸地域と鳥海山を巡る広域観光の拠点としての役割を担う。

2) 都市計画区域の将来像

本区域の位置づけ、役割を踏まえ、おおむね20年後の将来像を次のように掲げる。

**「快適な生活環境を備えた活力ある工業拠点都市、
特徴的で美しい自然景観を持つ観光拠点都市・にかほ」**

交通や情報のネットワークの形成と産業の集積により、地域産業が持続的に発展する活力ある工業拠点都市を目指す。

また、九十九島、飛のくずれ、観音潟、竹嶋潟など鳥海山や日本海に囲まれた特徴的で美しい自然景観や歴史・文化を継承し、広域的な観光交流を先導する活力ある観光拠点都市を目指す。

1 「^{かいせん}廻船」…国内沿岸の物資輸送に従事する荷船。主に商船。商品流通の活発化に伴い中世後期以来発達し、江戸時代にはいと江戸・大阪の二大中央市場と諸国を結ぶ全国的な航路に就航して経済発展に寄与した。

2 「^{みなと}湊」…海が陸地に入り込んだ所を利用したり、防波堤などを築いて外海の荒い波を防ぎ、船舶が安全に停泊できるようにした所。

3) 都市計画区域の目標

本区域の将来像を実現するため都市計画の目標を次のとおりとする。

ア．先導的な産業と生活空間が調和した活力ある都市づくり

地域を持続的に発展させるため、先導的な産業の集積と高度化を図り、生産空間と生活空間が調和した活力ある都市を目指す。

イ．魅力ある観光拠点都市づくり

広域的な観光交流を先導するため、鳥海山・日本海の自然に囲まれた美しい自然景観・歴史文化の継承と活用を図り、魅力ある観光拠点都市を目指す。

ウ．快適でうるおいのある都市づくり

暮らしやすい都市を実現するため、商業・行政・福祉など都市機能の集積を図り、自然環境と調和した居住環境を備えた、快適で潤いのある都市を目指す。

エ．交流・連携が活発な都市づくり

広域的な観光交流を支え、都市の利便性を高めるため、情報と交通のネットワークの形成・強化により、交流・連携が活発な都市を目指す。

(4) 目標とする市街地像

都市づくりの基本理念を踏まえ、目標とする市街地像を以下のとおりとする。

にかほ都市計画区域の市街地は、分散する拠点間の有機的¹な連携を図り、まとまりのある機能的な市街地を形成する。

また、豊かな自然環境・景観を維持・保全し交流拠点としての活用を図るとともに、活力と潤いのある市街地を形成する。

ア．産業拠点と快適な居住環境の形成

地域を先導する産業拠点の形成を図るとともに、便利な都市生活を支える職住が近接した快適な居住環境の形成を図る。

a．地域の発展を牽引する産業拠点の形成（仁賀保地域）

都市の魅力と活力を高め、地域の産業を持続的に発展させるため、産業の高度化や集積を図り、地域の発展を牽引する産業拠点の形成を図る。

b．生産空間と調和した居住環境の形成（仁賀保地域）

快適な都市生活を実現するため、大規模工場などの生産空間と生活空間の調和を図り、職住近接による利便性と機能性が充実した居住環境の形成を図る。

イ．観光資源の維持・保全と魅力ある観光拠点の形成

広域的な観光交流を支える観光資源の維持・保全に努め、魅力ある観光拠点の形成を図る。

a．海岸部や丘陵地の豊かな自然環境の保全と景観の維持（仁賀保地域）

ゆとりと潤いのある都市を実現するため、白雪川の水や海岸部・丘陵地の緑など、自然環境の保全に努める。また、市街地に隣接する琴浦海岸や大沢海岸などの水辺や市街地周辺に広がる田園景観の維持に努める。

b．地域の憩いの場、観光資源となる自然環境・景観の維持・保全（金浦地域）

飛のくずれなどの特徴的で貴重な自然景観や、勢至公園、観音潟、竹嶋潟など自然環境を維持・保全し、地域の憩いの場や観光交流の拠点として活用を図る。

c．観光交流拠点の形成（金浦地域、象潟地域）

「白瀬南極探検隊記念館」、温泉保養センター「はまなす」、道の駅「象潟」ねむの丘周辺は地域の中心的な交流拠点の一つであり、広域観光に関わる情報・交流機能を集積・強化し、観光交流拠点の形成を図る。

1 「有機的」…有機体のように多くの部分が集まって一つの全体を構成し、その各部分が密接に結びついて互いに影響を及ぼし合っているさま

d．象潟の原風景をなす自然や景観の維持・保全（象潟地域）

天然記念物「象潟」の原風景をなす「九十九島」、海岸部や鳥海山麓など貴重な観光資源となっている自然や景観の維持・保全に努める。

ウ．快適でうるおいのある居住環境の形成

暮らしやすさを実現するため、機能の充実した都市拠点の形成と、快適で潤いのある居住環境の形成を図る。

a．生活に身近な商業拠点の形成（仁賀保地域）

中心市街地の賑わいを実現するため、J R 仁賀保駅周辺に、生活に身近な商業拠点の形成を図る。

b．利便性の高い沿道商業拠点の形成（仁賀保地域）

市街地南側の国道7号沿道を自動車アクセスに対応する、沿道商業地と位置づけ、中心商業地との機能分担や周辺の居住環境との調和に配慮し、利便性の高い沿道商業拠点の形成を図る。

c．個性的でにぎわいの場となる商業拠点の形成（象潟地域）

生活の利便性を高めるとともに、観光都市の魅力を高めるため、J R 象潟駅前周辺に、個性的でにぎわいの場となる商業拠点の形成を図る。

d．機能的な複合拠点の形成（仁賀保地域）

快適で便利な生活を実現するため、仁賀保庁舎周辺の行政・福祉・文化・スポーツなどの既存集積を活かし、機能的な複合拠点の形成を図る。

e．快適な居住環境を実現する交通体系の形成（金浦地域）

漁港に隣接する既成市街地において、快適な居住環境を実現するため、歩行者が快適に歩ける空間や生活道路網を形成する。

f．ゆとりのある快適な新市街地の形成（金浦地域）

J R 羽越本線の東側に展開している新市街地において、計画的な土地利用の誘導を図り、住宅地内の公園整備などによりゆとりのある良好な居住環境の形成を図る。

g．一体性のある居住環境の形成（金浦地域、象潟地域）

コミュニティの連携を高めるため、J R 羽越本線の東西にひろがる市街地の交通ネットワーク強化などにより、一体性のある快適な居住環境の形成を図る。

h．自然が身近でゆとりのある居住環境の形成（象潟地区）

潤いのある暮らしを実現するため、自然環境と生活空間との調和を図り、自然が身近でゆとりのある居住環境の形成を図る。

エ．交流・連携を支える交通体系の形成

観光都市の活力や生活の利便性を高めるため、市街地内外の交流・連携を支える交通ネットワークの形成を図る。

ａ．広域的な交通ネットワークの形成と強化

（仁賀保地域、金浦地域、象潟地域）

観光都市としての活力を高めるため、日本海沿岸東北自動車道や国道７号など、広域的な交流・連携を支える交通ネットワークの形成と強化を図る。

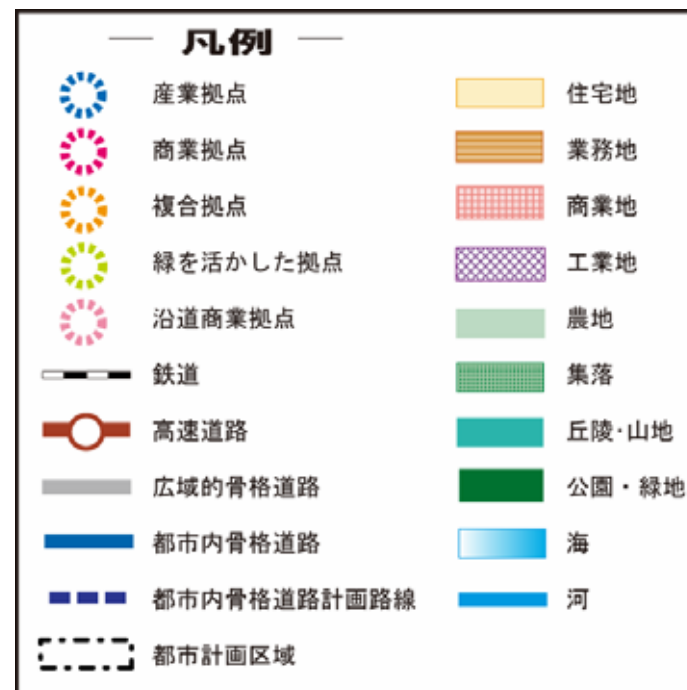
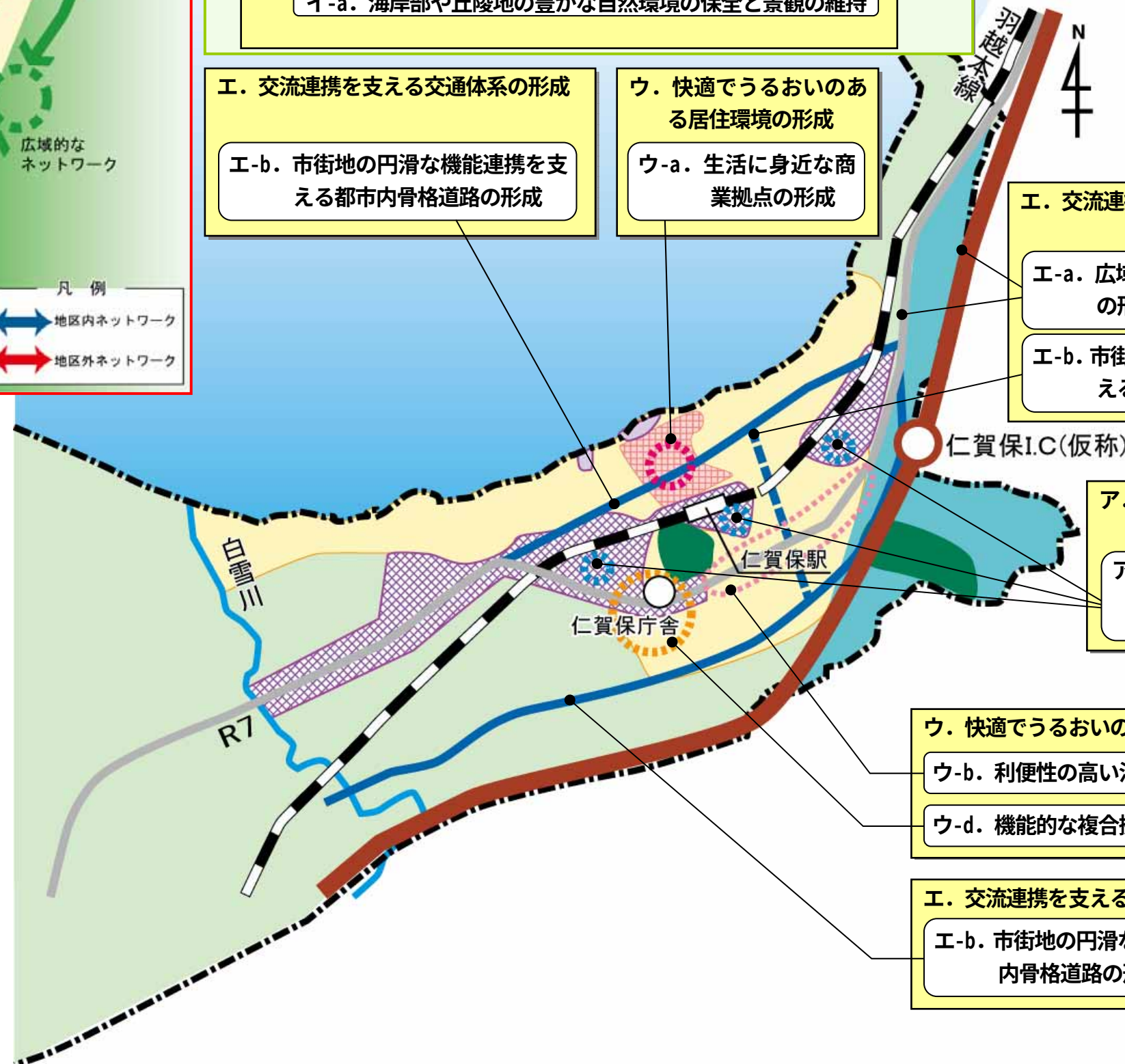
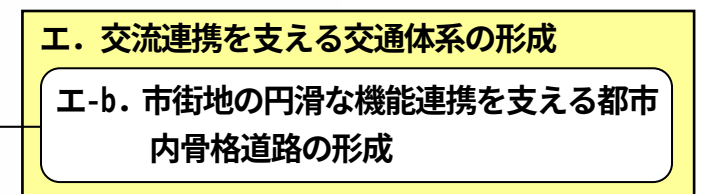
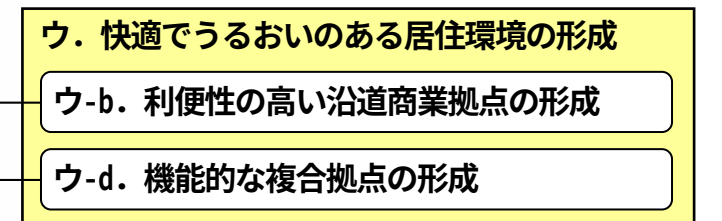
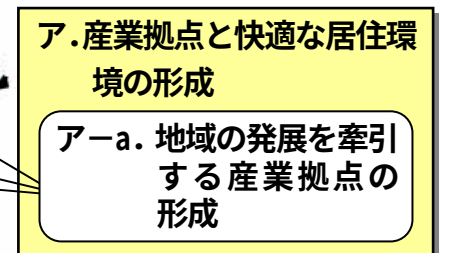
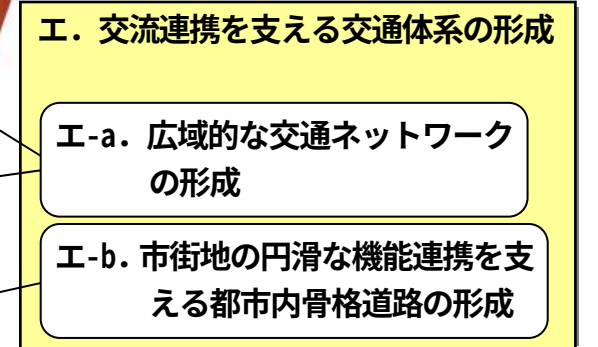
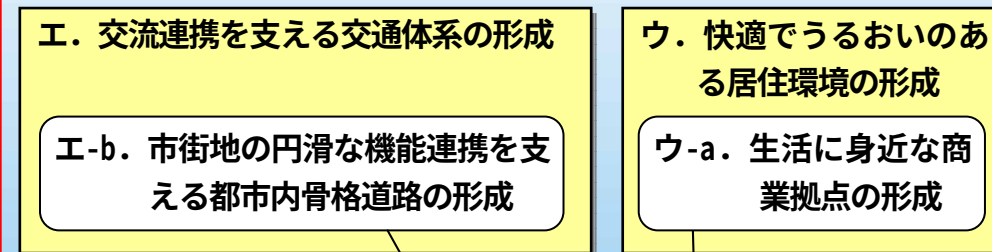
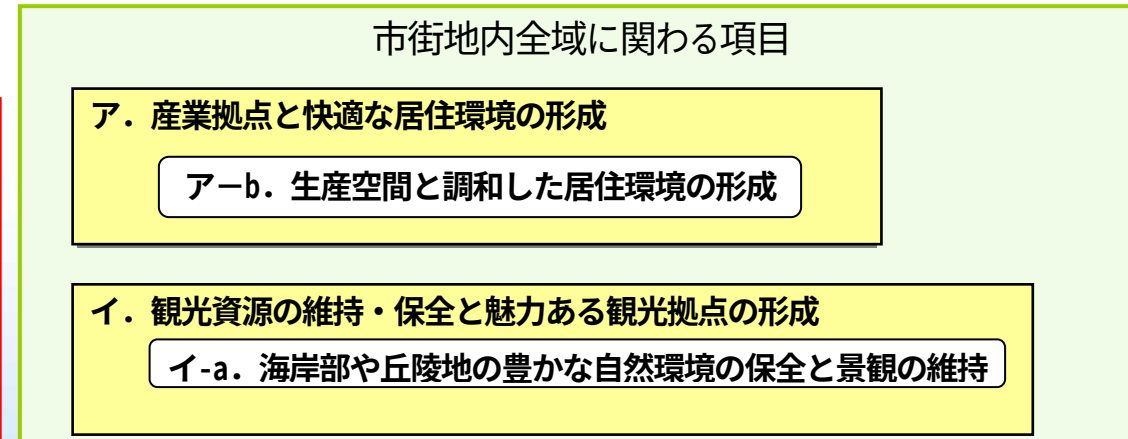
ｂ．市街地の円滑な機能連携を支える都市内骨格道路の形成

（仁賀保地域、象潟地域）

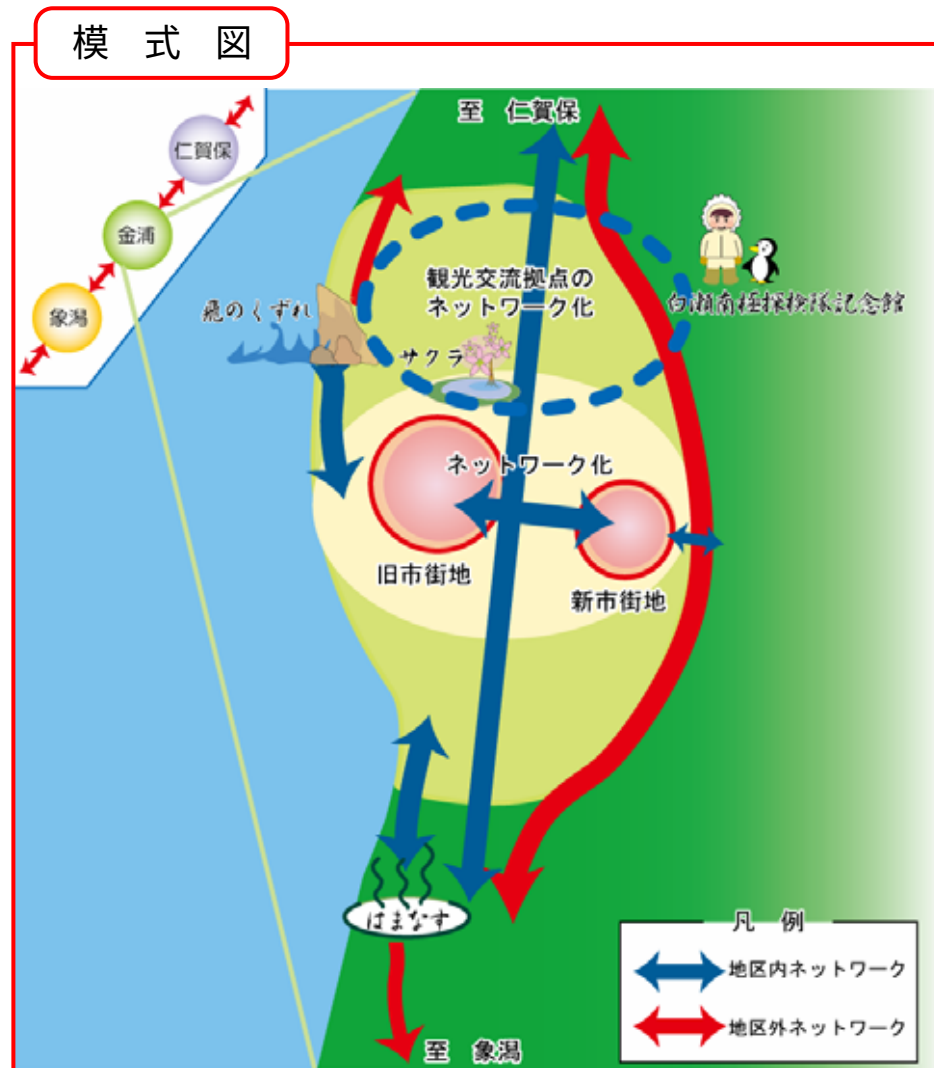
都市の利便性を高めるため、都市内の拠点間とインターチェンジを結ぶ、都市内骨格道路の形成を図る。

▼目標とする市街地像（仁賀保地域）

模 式 図



▼目標とする市街地像（金浦地域）



エ. 交流・連携を支える交通体系の形成

エ-a. 観光拠点間の交流・連携を図るためのネットワーク化

イ. 観光資源の維持・保全と魅力ある観光拠点の形成

ウ-a. 観光や交流の核となる拠点の形成

イ. 観光資源の維持・保全と魅力ある観光拠点の形成

イ-b. 地域の憩いの場、観光資源となる自然環境・景観の維持・保全

ウ. 快適でうまいのある居住環境の形成

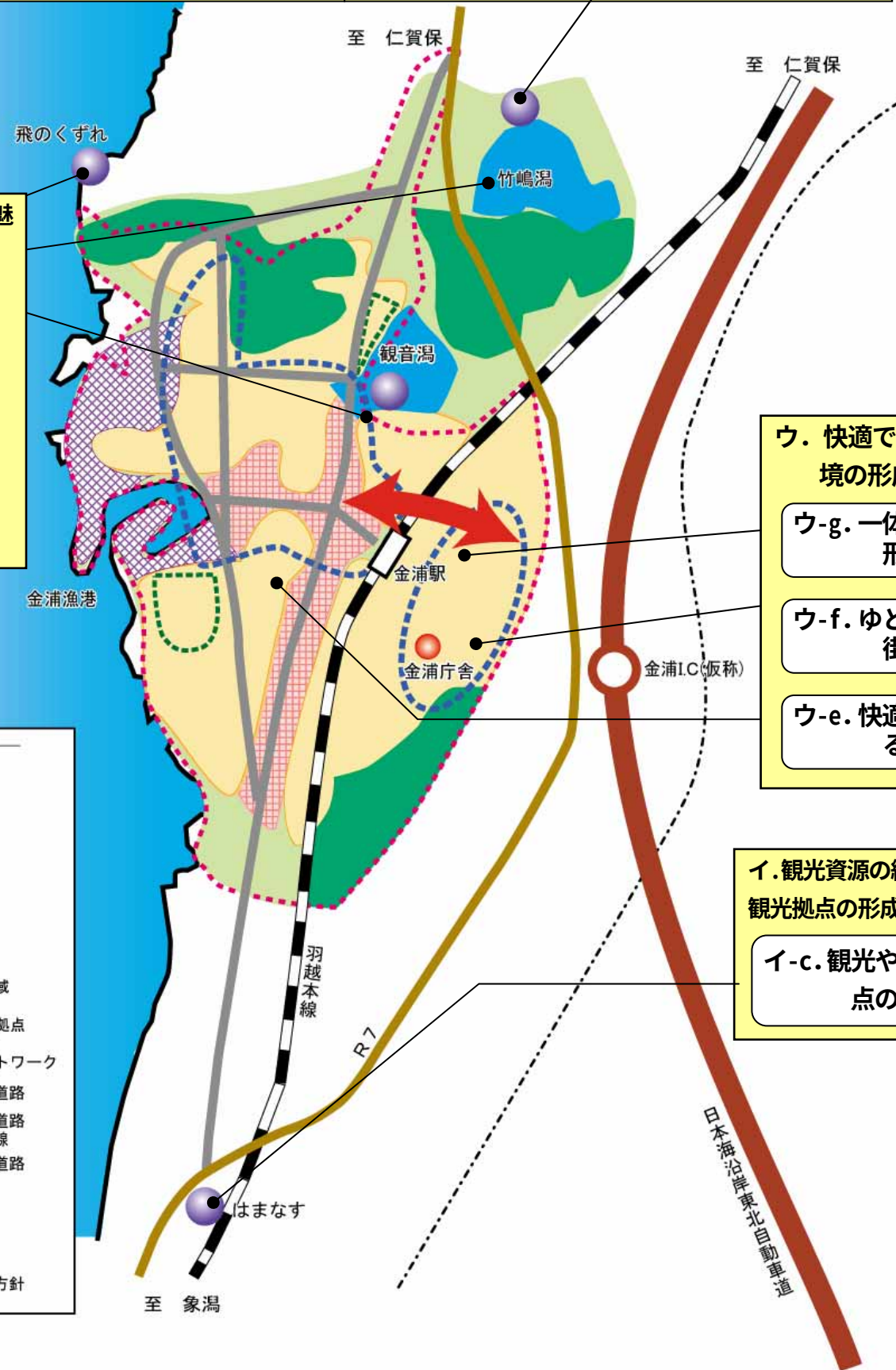
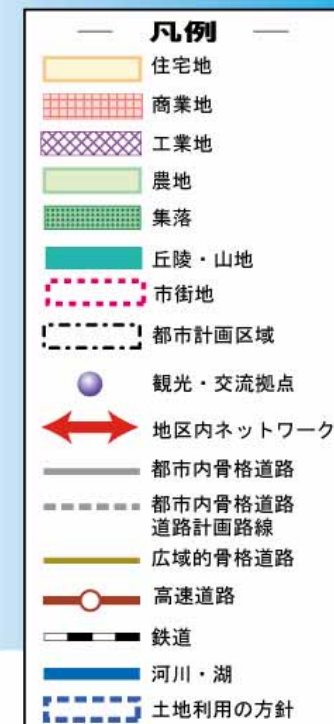
ウ-g. 一体性のある居住環境の形成

ウ-f. ゆとりのある快適な新市街地の形成

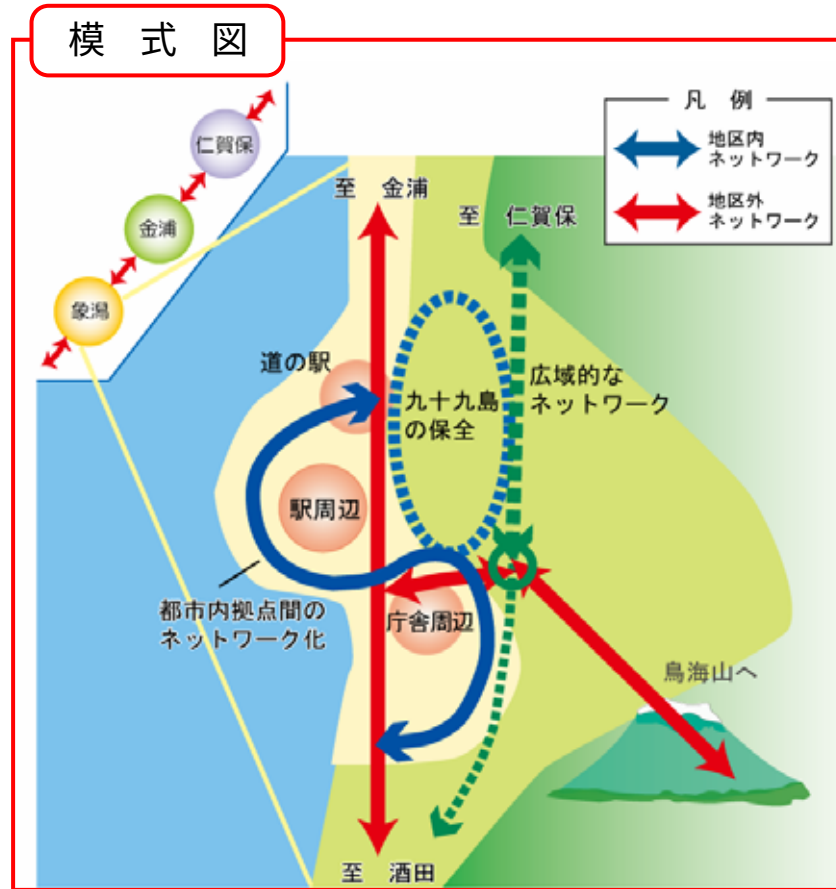
ウ-e. 快適な居住環境を実現する交通体系の形成

イ. 観光資源の維持・保全と魅力ある観光拠点の形成

イ-c. 観光や交流の核となる拠点の形成



▼目標とする市街地像（象潟地域）



イ. 観光資源の維持・保全と魅力ある観光拠点の形成

イ-c. 観光交流拠点の形成

ウ. 快適でうるおいのある居住環境の形成

ウ-c. 個性的でにぎわいの場となる商業拠点の形成

ウ-d. 都市サービス拠点の形成

ウ. 快適でうるおいのある居住環境の形成

ウ-g. 一体性のある居住環境の形成

イ. 観光資源の維持・保全と魅力ある観光拠点の形成

イ-d. 象潟の原風景をなす自然や景観の維持・保全

エ. 交流・連携を支える交通体系の形成

エ-a. 広域的な交通ネットワークの形成と強化

エ-b. 市街地の円滑な機能連携を支える都市内骨格道路の形成

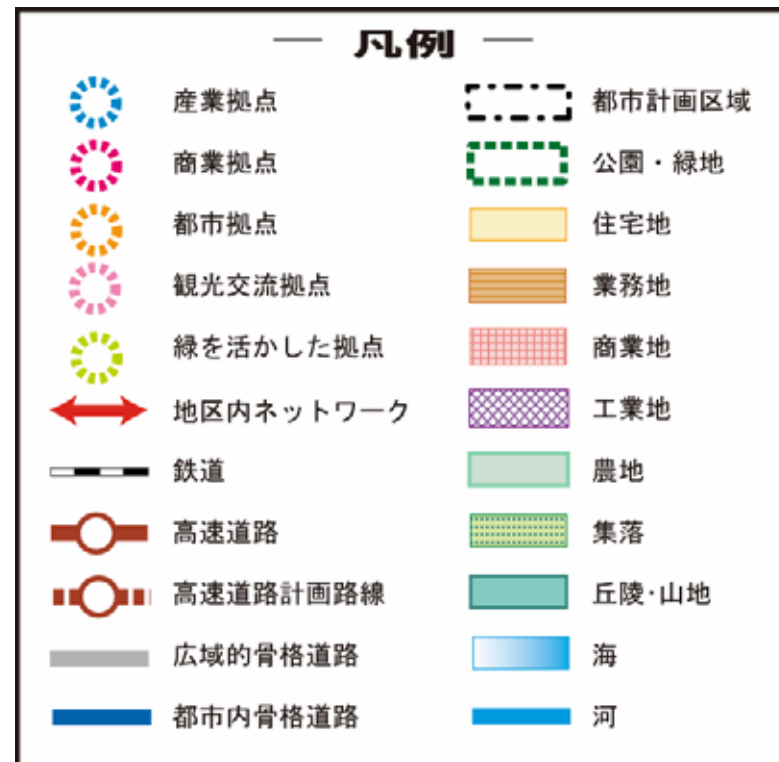
市街地内全域に関わる項目

ウ. 快適でうるおいのある居住環境の形成

ウ-h. 自然が身近でゆとりのある居住環境の形成

エ. 交流・連携を支える交通体系の形成

エ-a. 広域的な交通ネットワークの形成と強化



(5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

本区域を取り巻く社会的な課題に対して、都市計画としての取り組み方針を、次のとおりとする。

①人にやさしいまちづくりの推進

高齢化等の問題により、高齢者や障害者の自立と社会参加が課題となっている。このため、高齢者や障害者の日常生活や社会参加を支える環境づくりとして、公共空間や道路のバリアフリー化を進めるなど、人にやさしいまちづくりに取り組む。

②環境にやさしいまちづくりの推進

環境問題は、地球温暖化などのグローバルな課題から大気汚染・水質汚濁・自然との共生などのローカルレベルの課題まで広範囲にわたっている。

このため、自然環境と調和したコンパクトな市街地の形成や、公共交通の利用促進などにより、環境負荷の少ないまちづくりに取り組む。

③災害に強いまちづくりの推進

安全・安心な生活をおくるため、災害に強いまちづくりが求められている。

このため、自然災害に備え、公園や広場など防災機能をもつ拠点の整備とともに、地域の消防・防災活動組織との連携を図り、災害に強いまちづくりに取り組む。

④住民参加によるまちづくりの推進

まちづくりに関するニーズが多様化しており、身近な環境や生活空間への関心も高まりを見せている。

このため、まちづくりに関する情報の提供や住民参加の仕組みづくりなどを進め、住民・企業など多様なパートナーシップを基本とする住民参加によるまちづくりに取り組む。

2. 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の有無

本区域においては、区域区分を定めない。

区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

本区域の人口動向は、行政区域全体では平成17年に28,972人であり、平成12年と比較して4.5%減少、区域内でも4.2%の減少である。なお、用途地域内で-4.1%、DID地区内で-5.5%の減少幅となっている。

宅地需要としては、新築着工件数が年間に60～140件前後と安定して推移している。近年5年間では（H16－H20）457件となっており、大部分が用途地域内に位置している。このことから、今後も無秩序に市街化が拡大する可能性は少ない。

将来人口の見通しは、20年後に現在より約3,000人程度の減少が見込まれるため、将来にわたって無秩序な市街地の拡大が生じる可能性は少ない。

本区域の産業は工業に特化しており、就業人口の約5割を第2次産業が占めている。しかし、工業への従業者数、事業所数、製造品出荷額ともに減少傾向にあり、商業販売額も減少傾向にあることから、新たな工業や商業系の大規模な土地需要が拡大する可能性は低い。

また、本区域の市街地は、J R羽越本線と国道7号が併走する沿岸部に位置し南北に細長く展開している。市街地より内陸部には国定公園及び中山間地域があり、今後無秩序に市街地が拡大する可能性は少ない。

これらのことから、今後無秩序に市街地が拡大する可能性は低く、現状の法制度の枠組みのもとに「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然環境の整備又は保全」に配慮して行くものとし、本区域においては区域区分を定めない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、海岸線に沿ってＪＲ羽越本線が走り、国道７号を動脈に市街地が連担する都市構造となっている。

ＪＲ仁賀保駅を中心に都市機能が集中する仁賀保地域では、工場集積地の一部で、産業構造の転換に伴う低未利用地化の可能性があるため、計画的な土地利用の転換が課題となっている。一方、漁港後背地や工場周辺の市街地では、都市基盤の整備や密集市街地の改善など、居住環境の向上が課題となっている。

金浦地域では、漁港を中心に市街地が形成された経緯から、卸売市場や漁港関連施設などの他、低層木造住宅が密集しており、都市基盤の整備や密集市街地の改善などによる居住環境の向上が課題となっている。

象潟地域では、道の駅「象潟」ねむの丘や沿道型商業・サービス機能が立地しており、中心商業地とバランスのとれた機能配置を図ることが課題である。

また、各地域とも市街地中心部にあたるＪＲ駅周辺では商業機能の低下や空洞化が進んでおりその活性化が課題となっている。

このような土地利用の現状や課題並びに市街地形成の特性を踏まえ、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針を以下のとおり示す。

1) 主要用途の配置の方針

ア. 商業地

商業地は、日常生活を支えるサービス機能を有するとともに、人々が交流する場として地域の活気を生み出す機能を有している。

本区域は、近隣都市の商業圏に購買力が流出していることなどから中心商業地の空洞化が進んでおり、商店街の再生が課題としてあげられる。

このため本区域においては、以下のように商業地を配置し、機能の増進を図る。

ａ. 仁賀保地域

ＪＲ仁賀保駅北側の商店街を、日常生活を支えるサービスなどを提供する中心商業地と位置付け、地域の生活や歴史文化に密着した商業機能の集積を図る。

また、市街地西側の国道７号沿線に位置する室沢地区を、自動車アクセスに対応する沿道型商業地と位置付け、中心商業地との機能分担や周辺の居住環境に配慮した商業機能の誘導を図る。

ｂ. 金浦地域

ＪＲ金浦駅から漁港に至る金浦中央線、旧国道７号の観音潟から金浦青少年ホームに至る沿道を、地域生活を支える中心商業地と位置付け、生活に密着した商業機能の集積を図る。

ｃ. 象潟地域

ＪＲ象潟駅西側の商店街を、日常生活を支えるサービスや観光情報を提供する

ための中心商業地と位置付け、地区の中心を通る（都）駅前中央線沿道への商業機能の集積を強化し、道路整備と一体的に商業拠点の形成を図る。

また、市街地を南北に貫く国道7号沿線を、自動車アクセスに対応する沿道型商業地と位置付け、幹線道路沿道への適切な商業機能の立地・誘導を行い、地域の情報発信や交流の場として機能する観光交流拠点の形成を図る。

イ．工業地

a．仁賀保地域

海岸部や鉄道沿線に電子素材関連の既存工場が立地している平沢地区を地域の経済・雇用を担う工業地と位置付け、引き続きその機能の維持・更新を図ると共に、産業構造の変化に対応した先端型産業の立地を誘導する。

b．金浦地域

金浦漁港、飛分港周辺の背後地に小規模な水産加工施設や水産関連の倉庫、卸売業が立地している地区を水産関連工業地として位置付け、引き続き漁業に関わる生産・流通の拠点として、その機能の維持・充実を図る。また、地域の北側に位置する臨海工業団地は、弱電部品製造・金属加工を中心とした工業団地で、その機能の維持・充実を図る。

c．象潟地域

北部工業団地、南部工業団地、沖ノ田地区などの既存工業地は、地域の活力を牽引する工業地と位置付け、引き続き既存機能の維持・充実を図る。

ウ．流通業務地

流通業務機能は、生産活動と消費を結ぶものであり、地域の流通活動に重要な機能を有している。

本区域では、産業拠点としての特性と高速交通拠点の配置を活かした利便性の高い流通業務拠点の形成が課題となっている。

このため、仁賀保I.C周辺の平沢地区を将来の流通業務地と位置付け、今後の交通施設の整備状況や産業立地動向を勘案しながら、計画的な流通業務系土地利用の誘導を検討していく。

エ．住宅地

本区域の既成市街地の一部では、人口減少に伴う空き家化や木造密集住宅といった問題を抱えており、安全性や防災性の面からも居住環境の改善を図って行く必要がある。また、小規模な宅地開発や公営宅地造成事業などにより、新たな市街地を形成している箇所もあり旧市街地との一体的な土地利用の推進が課題となっている。

a．仁賀保地域

既存住宅地 … 市街地の中央に位置する平沢地区などを、中心市街地の利便性を享受できる既存住宅地として位置付け、区画整理事業

道路や公園等の基盤整備により、ゆとりの確保や防災性の向上を図る。

新規住宅地 … 宅地開発が進行している室沢地区を新たな宅地需要に応える新規住宅地として位置付け、低層戸建住宅を中心とした住宅地の形成により、緑地や田園に囲まれた良好な居住環境の実現を目指す。

中心市街地住宅地 … J R 仁賀保駅周辺地区を中心市街地住宅地と位置付け、中心市街地の利便性を享受でき、今後の高齢化社会など多様なニーズに対応した、居住環境の形成を図る。

b. 金浦地域

市街地住宅地 … 中心商業地に近接する金浦地区を市街地住宅地として位置づけ、歩行者に優しい道路や交流の場としての公園などの基盤施設整備により、快適な住環境の形成を図る。

既存住宅地 … 南部の岡の谷地地区を中低層住宅から構成される住宅地として位置付け、周辺の自然環境と調和したゆとりある居住環境を維持していく。

新市街地住宅地 … 鳥長根・花潟地区など J R 金浦駅東側から国道 7 号にかけての地区は、公的な住宅地開発による新市街地住宅地として位置付け、旧市街地との一体性のある土地利用と良好な住環境の形成を図る。

c. 象潟地域

既存住宅地 … 既成市街地のなかにある元町地区などを、中心市街地の利便性を享受できる既存住宅地と位置付け、都市計画街路や広場等の基盤整備により、中層住宅を含む中低密度の住宅地として快適性や防災性の向上を図る。

新規住宅地 … 開発行為により住宅地化が進んでいる J R 象潟駅東側地区などを新規住宅地と位置付け、低層戸建住宅を中心とした住宅地を配置し、緑地や田園に囲まれた良好な住環境の誘導を図るとともに、防災性の確保を図る。

2) 土地利用の方針

ア．用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

a．仁賀保地域、象潟地域

平沢地区、J R象潟駅東側地区には、大規模な工場施設が立地しているが、産業構造の転換に伴う生産設備の縮小から、今後は低未利用地化することも想定され、計画的に土地利用を誘導していくことが求められている。

そのため、これらの地区については、地元との合意のもと、市街地内の工場跡地や低未利用地について適切な用途転換を検討していくものとする。

イ．居住環境の改善又は維持に関する方針

a．仁賀保地域

家屋の密集や狭隘道路などの影響により安全性や快適性に問題がある平沢地区の既存住宅地では、都市基盤施設の整備や建替え更新時の規制・誘導により、安全で快適な居住環境の形成を図る。

新規の住宅地開発が進む室沢地区では、低層戸建住宅を中心とする良好な居住環境の実現を図る。

b．金浦地域

老朽化した家屋が密集する金浦地区では、公園や緑地などのオープンスペースが不足おり、安全性・防災性・快適性の向上を図るため、公園・緑地などの整備・確保により、居住環境の改善を図る。

c．象潟地域

元町地区では、家屋の密集や狭隘道路に加え、公園等のオープンスペースの不足といった状況が課題となっているため、道路や公園などの都市基盤施設の整備や個々の家屋の不燃化・難燃化などにより、安全で快適な居住環境に改善を図る。

新規の住宅地開発が進むJ R象潟駅東側地区では、低層戸建住宅を中心とする良好な居住環境への誘導を図る。

ウ．都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

a．仁賀保地域

都市に潤いをもたらす空間として大沢海岸や琴浦海岸並びに仁賀保神社周辺の樹林地を本区域の貴重な景観要素に位置付け引き続き風致の維持に努める。

b．金浦地区

観音潟と竹嶋潟を有する金浦風致地区は、市街地の中心に位置し、観光面や住民憩い場として大きな役割を担っている。引き続き貴重な景観を維持・保全を図り、活用にも努める。

c．象潟地区

景勝地「九十九島」を、本区域の特徴的な景観要素として位置付け、引き続き

鳥海国定公園として優れた風致の維持・保全を図る。

エ．優良な農地との健全な調和に関する方針

a．仁賀保地域

農業基盤整備が重点的に行われ、生産性の高い一団の農地を形成している芹田地区を優良な農地として位置付け都市的土地利用を抑制しその保全を図るものとする。

b．金浦地区

黒川・飛地区の水田は農業基盤整備が施され、生産性の高い一団の農地を形成しているこの地区を優良な農地として位置付け都市的土地利用を抑制しその保全を図るものとする。

c．象潟地域

固有の田園景観を成す「九十九島」の景観は農地と市街地との健全な調和の上に成り立っていることから、この地区を景観的にも優れた農地と位置づけ都市的土地利用を抑制しその保全を図るものとする。

オ．自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

a．金浦地域

美しい海岸景観で知られる「飛のくずれ」や、桜で名高い勢至公園と竹嶋潟を、身近な自然に触れることができる憩いの場として位置付け、風光明媚な自然環境の保全・活用を図る。

b．象潟地域

景勝地「九十九島」は、本区域の土地形成を歴史的に継承する場所で、鳥海国定公園に指定されている。この風光明媚な自然環境の保全・活用を図る。

カ．計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

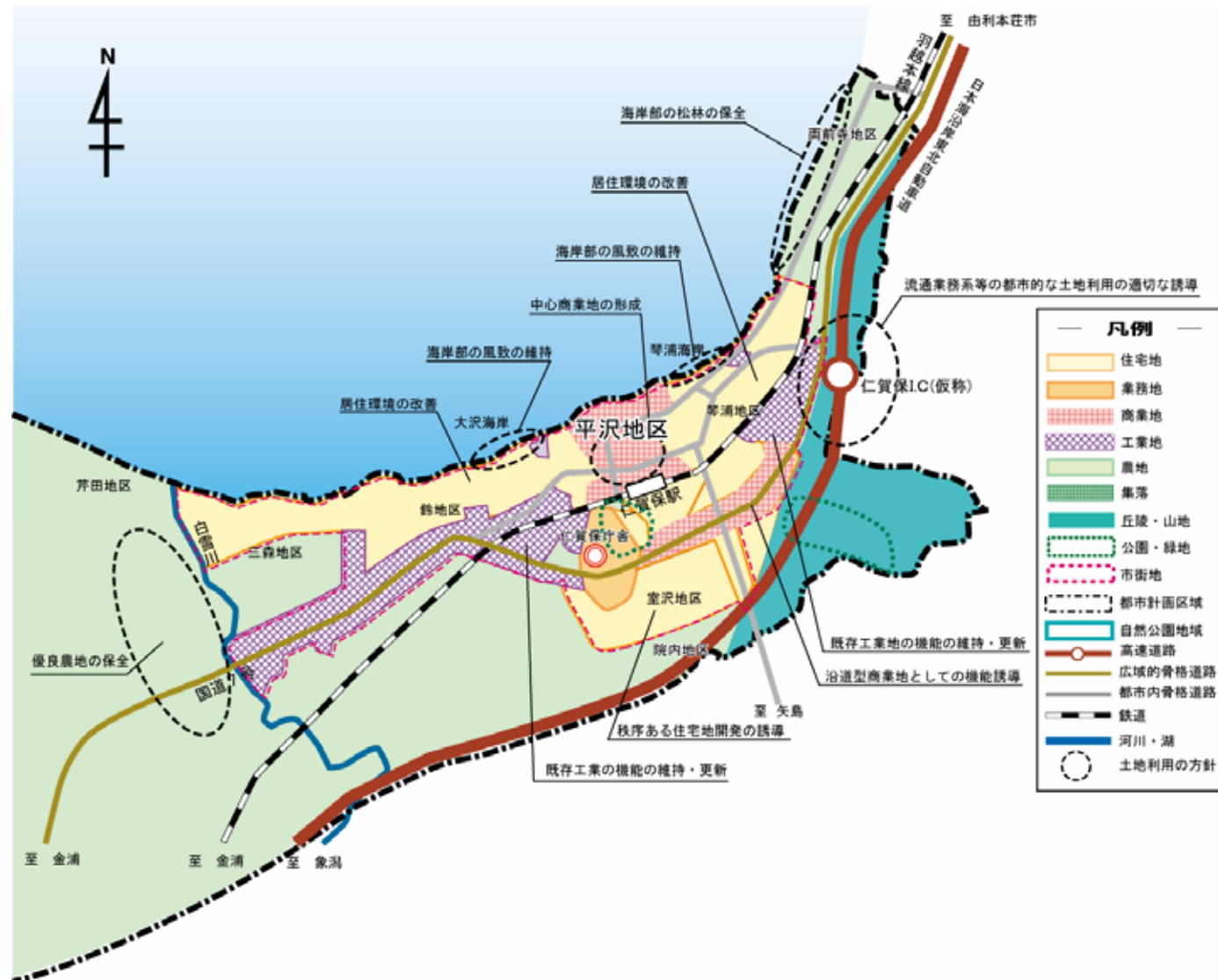
a．仁賀保地域、金浦地域、象潟地域

日本海沿岸東北自動車道・仁賀保I.C（仮称）が整備されている平沢地区並びに金浦I.C（仮称）や象潟I.C（仮称）の配置が予定されている周辺では、今後、新たな開発が予想されることから、適切な土地利用の誘導を図る。

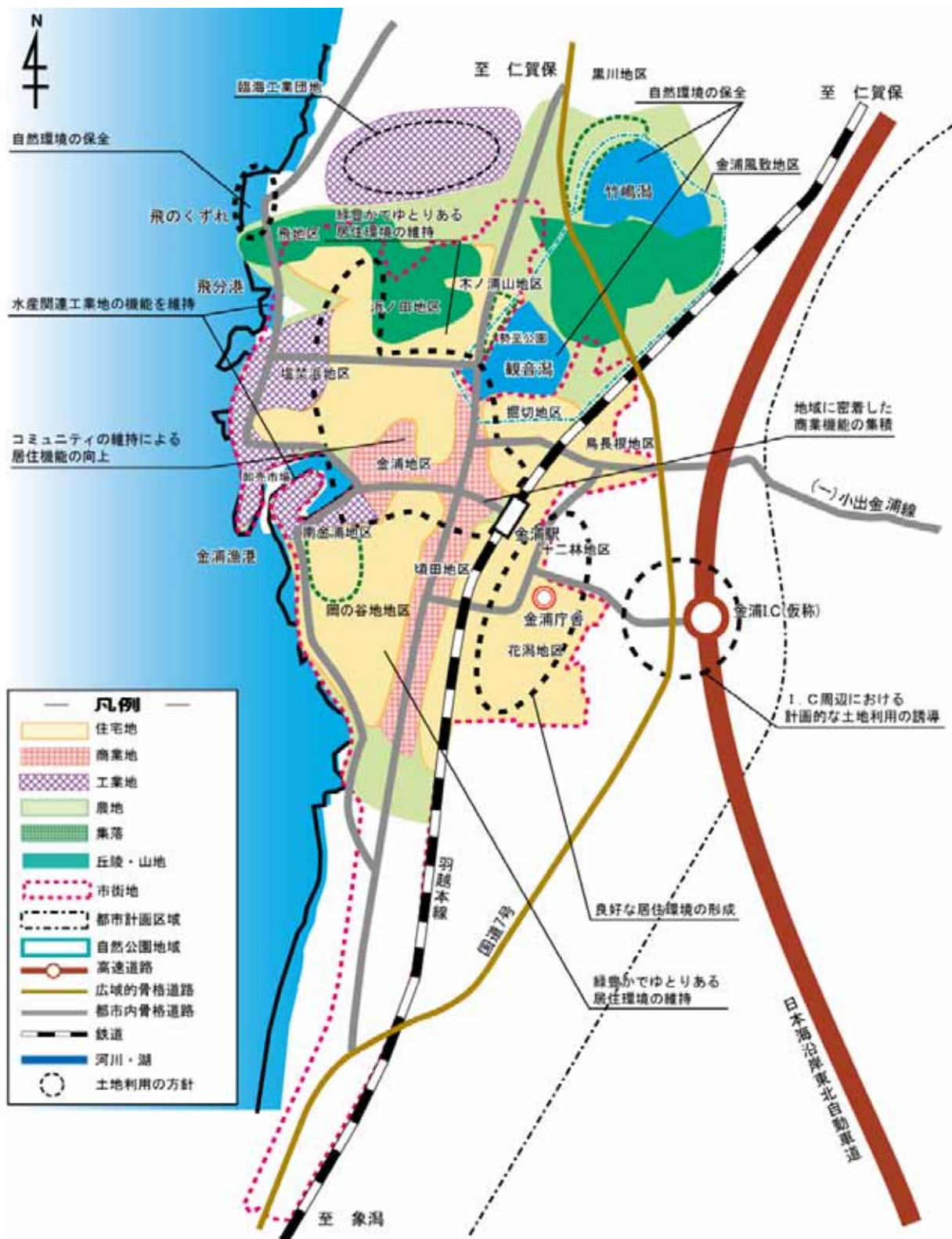
b．金浦地域

鳥長根・花潟地区は都市的土地利用を図る新市街地として位置付け、旧市街地と一体性のある適切な土地利用の実現を図る。

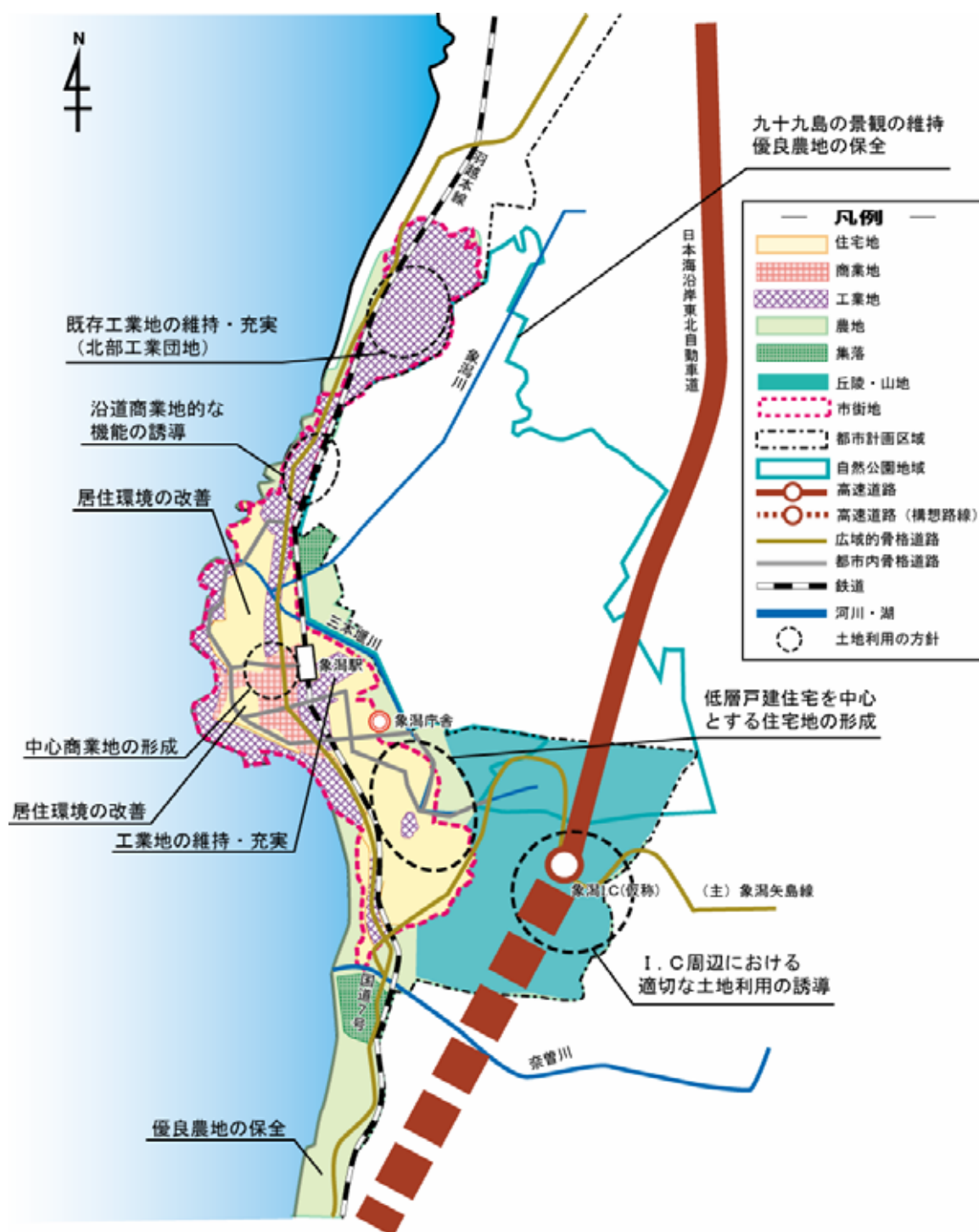
▼土地利用の方針図（仁賀保地域）



▼土地利用の方針図（金浦地域）



▼土地利用の方針図（象潟地域）



(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

ア. 基本方針

a. 交通体系の整備の方針

本区域は海岸線に沿ってＪＲ羽越本線が走り、中心部を南北に貫く国道７号を動脈として市街地が連担している。

そのため、これらの市街地の一体性向上を図る道路網の強化・充実が課題となっている。

さらに、広域的な交流・連携機能を担う、日本海沿岸東北自動車道の整備促進が課題となっている。

また、ＪＲ羽越本線や路線バスの利用者は漸減傾向を示しており、今後の高齢化への対応や循環型社会の構築といった観点から、道路機能の強化とともに公共交通機関の地域の特性を活かした交通体系を構築することも課題となっている。

これらのことから、本区域における交通体系の整備の基本方針を以下のように定める。

①広域交通ネットワークの整備

産業拠点や観光交流拠点として活力を高め、生活の利便性を高めるために、日本海沿岸東北自動車道、国道７号など広域的な道路網の整備により、広域交通ネットワークの強化を図る。

②都市内道路ネットワークの整備

観光、交流、行政、文化、生産、交通等の各拠点と市街地を相互に結ぶ都市内幹線道路ネットワークの整備を図る。

特に日本海沿岸東北自動車道の整備に対応して、区域内の各拠点とＩ・Ｃを結ぶ道路ネットワークの整備を図る。

③公共交通及び歩行者系の交通ネットワークの充実・強化

歩行者の回遊性確保と安全で快適に歩くことのできる歩行者系交通ネットワークの形成や、ＪＲ羽越本線主要各駅の交通結節機能の充実・強化により、バス路線や歩行者・自転車の連携性の向上を図る。

b. 整備水準の目標 ※

本区域における、おおむね20年後整備水準の目標を次のとおり設定する。

整備水準の目標項目	平成12年	平成32年
自動車専用道路整備率	0%	100%
主要幹線道路整備率	49%	49%
都市幹線道路整備率	54%	67%

注：道路整備率（％）＝整備（改良）延長／整備対象区間延長×100％

※ 本目標は、平成16年4月策定の仁賀保、金浦及び象潟の旧3都市計画区域マスタープランの記載内容と同じです。

イ．主要な施設の配置の方針

ａ．道路

鉄道や道路を骨格として連担する市街地の一連性確保や、各拠点間の連絡性の向上を図り、交流・連携の活発な都市を実現していくため、以下のように道路網の配置を行うものとする。

道路種別	配置の方針
①自動車専用道路	日本海沿岸東北自動車道を、広域交通体系を担う自動車専用道路と位置づけ市街地の外縁部に配置し、仁賀保I.C(仮称)は国道7号と、金浦I.C(仮称)は国道7号と、象潟I.C(仮称)は(主)象潟矢島線と連結を図る。
②主要幹線道路	通勤・通学などの日常生活や観光交流など、周辺都市との広域流動を支えている国道7号、(主)仁賀保矢島館合線、(都)象潟南環状線((主)象潟矢島線)を主要幹線道路と位置づけ、機能の維持・更新を図る。
③都市幹線道路	【仁賀保地域】 市街地を南北に連絡し、国道7号に接続する(一)仁賀保停車場線、市街地を東西に連絡する(都)鈴琴浦線、(市)漁業集落線を市街地内の骨格を構成する都市幹線道路として位置付け、その機能の維持に努める。 【金浦地域】 (都)川尻岩瀉線、(都)金浦中央線、(一)小出金浦線、(都)浜の田線を地域の生活を支える都市幹線道路として位置付け、歩行者が快適に歩ける空間づくりなど日常交通の利便性・安全性を確保するよう整備を推進する。 また(市)臨港線、漁港関連道を金浦漁港を中心とした物流を支える都市幹線道路として位置付け、その機能の維持・強化を図る。 【象潟地域】 市街地を東西に連絡し、日常生活や都市活動を支えるために、(都)海岸線、(都)南塩越線、(都)潟見町線、(都)駅前中央線、(都)荒屋線を都市幹線道路として位置づけ、市街地内の都市機能を連絡する都市骨格道路の形成、機能の維持・強化に努める。
④駅前広場	JR仁賀保駅、JR金浦駅及びJR象潟駅の駅前広場は、情報発信機能をもった交通結節点として、地域の交流、情報発信の場として利活用を図り、今後も機能の維持・充実に努める。

※ 自動車専用道路：高速道路、一般自動車等専ら自動車の交通の用に供する道路を示す。

主要幹線道路：都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の地域間相互の交通を集約して処理する役割を担う道路を示す。

都市幹線道路：都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する役割を担う道路を示す。

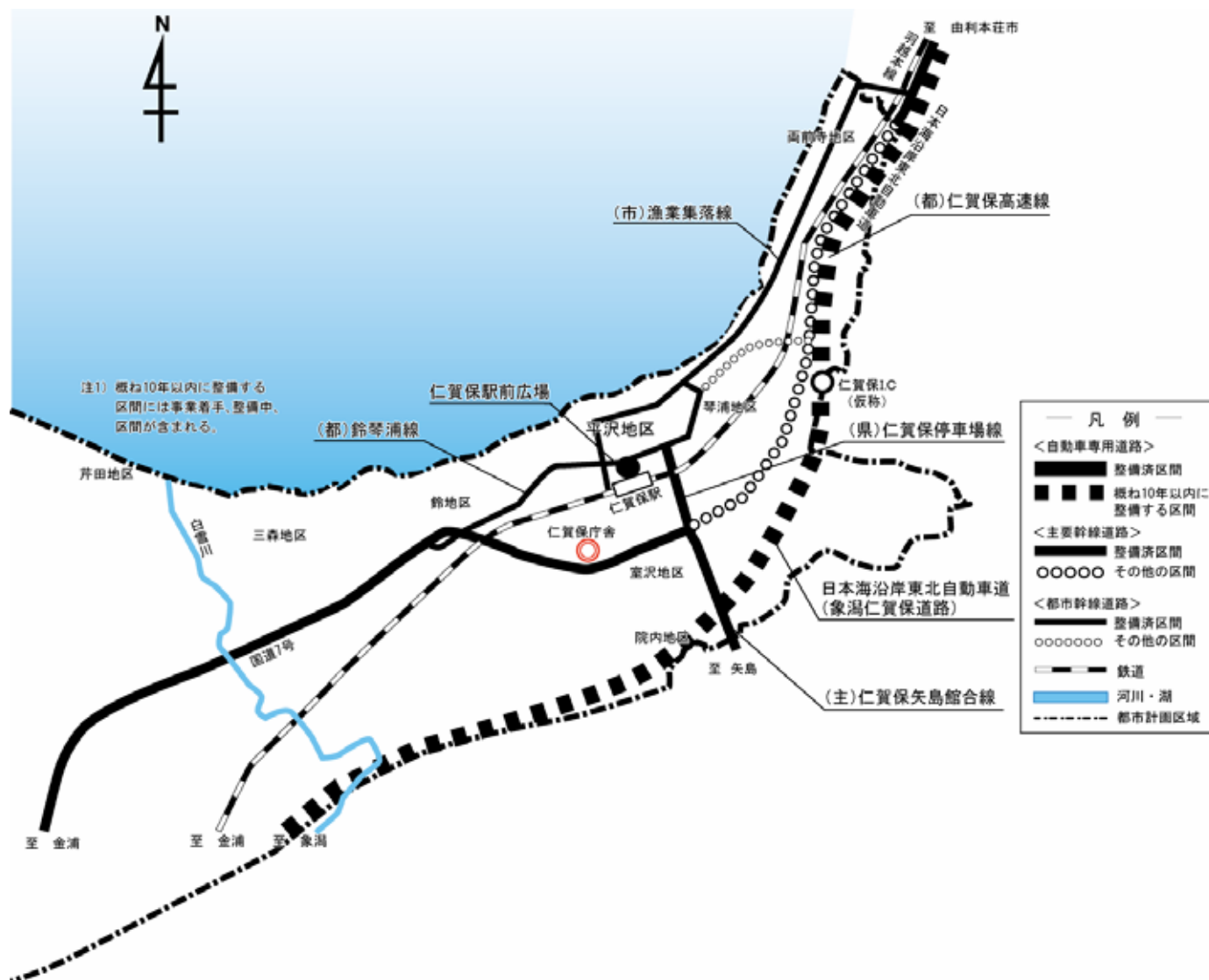
ウ．主要な施設の整備目標 ※

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設の整備目標は次のとおりとする。

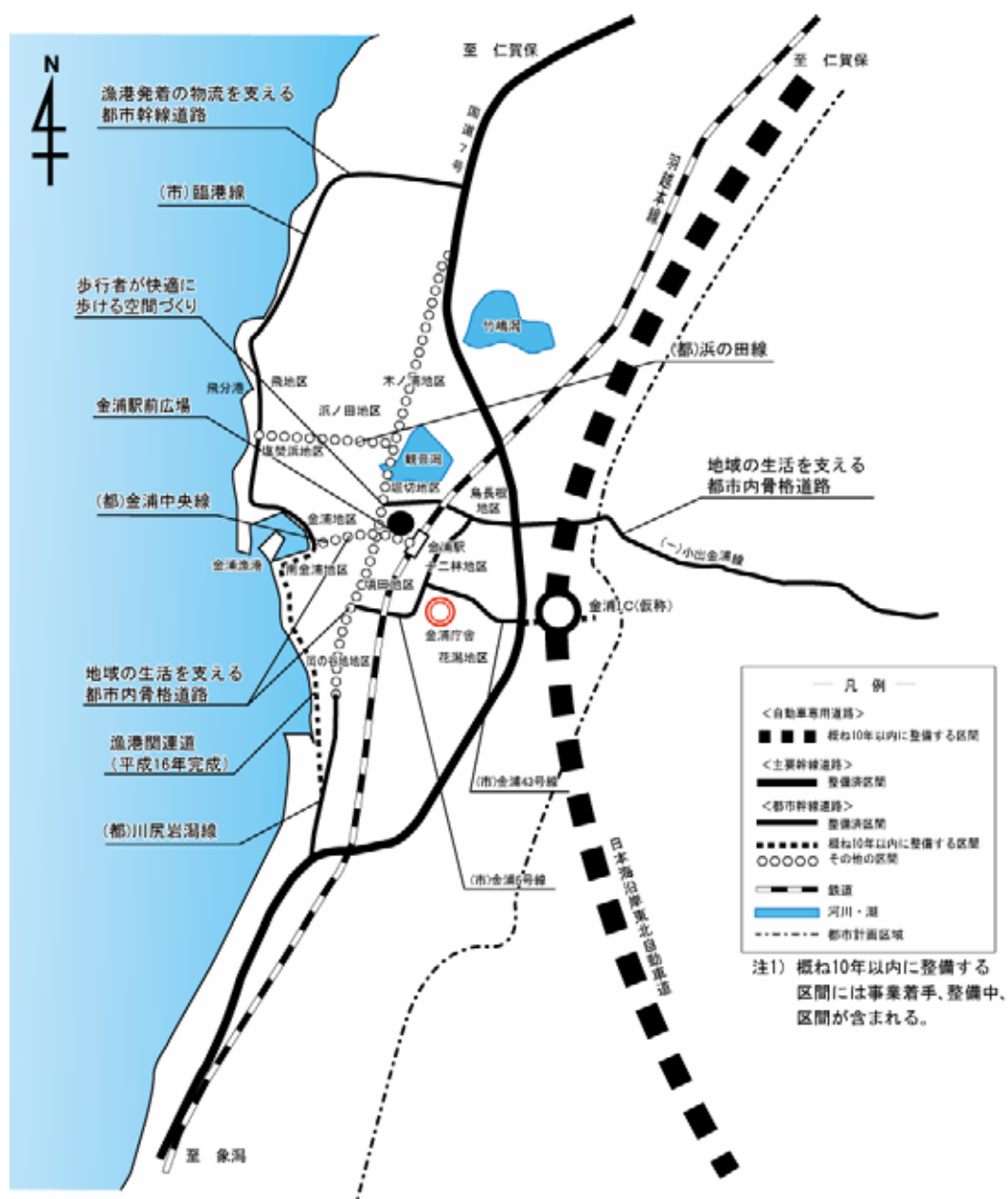
交通施設名	路線・施設名等	事業予定者	整備目標
自動車専用道路	仁賀保本荘道路 (日本海沿岸東北自動車道)	国	仁賀保I.C(仮称)～本荘I.C、 約12.5km、暫定供用
	象潟仁賀保道路 (日本海沿岸東北自動車道)	国	象潟I.C(仮称)～仁賀保I.C (仮称)、約14km、新規着手
都市幹線道路	漁業関連道	県	地蔵町地区～赤石地区 約1.3km、完成供用

※ 本整備目標は、平成16年4月策定の仁賀保、金浦及び象潟の旧3都市計画区域マスタープランの記載内容と同じです。

26



▼交通体系の整備方針図（金浦地域）



▼交通体系の整備方針図（象潟地域）



2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア. 基本方針

ａ. 下水道及び河川の整備の方針

<下水道>

本区域では、平成４年度から仁賀保、金浦、象潟３町の仁賀保地区衛生施設組合による公共下水道事業を行っており、平成１０年４月１日より一部供用開始している。３町合併に伴いにかほ市公共下水道として整備を進めているが、まだ事業化に至っていない地区もあり、引き続き事業を推進し供用区域を順次拡大していく必要がある。

仁賀保地域は、鈴・芹田・三森・琴浦・両前寺地区で一部供用開始しているが、平沢地区等では一部未供用の状況である。また、都市計画区域外については農業集落排水事業をすすめており、平成１２年度に既定計画の範囲については供用を開始している。

金浦地域では、現在下水道普及率が８８％で県内でも高い水準にあるが、北部の上竹島潟地区、南部の下谷地地区の一部で未供用であり、引き続き事業を推進する必要がある。また、雨水排水を目的とした都市下水路も２路線整備されている。

象潟地域では、北部工業団地及び上狐森地区付近を除いた地区で供用開始している。また、上狐森地区では、事業化にさえ至っていない箇所もある。なお、都市計画区域外については農業集落排水事業等による生活排水対策がおおむね終了しており、公共下水道と一体的に活用していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の下水道の整備の基本方針を次のように定める。

仁賀保地域

- ① 下水道施設の整備は、平沢地区その他公共水質保全上必要な地区から事業を進めていく。
- ② 市街地の雨水排水については、大沢川や琴浦川などの放流河川の整備との整合を図りつつ、公共下水道（雨水）の整備を進めていく。

金浦地区

- ① 下水道施設の整備は、区域の南北端にあたる上竹島潟地区、下谷地地区において、順次事業を進めていく。
- ② 市街地の雨水排除や観音潟・竹嶋潟など自然池沼の環境保全を図るため、放流河川の整備との整合を図りながら、公共下水道（雨水）の整備を進めるとともに、これら池沼の水質浄化への取組みや既設の都市下水路について機能の維持・増進を図る。

象潟地域

- ① 下水道施設の整備は、特に産業の集積している北部工業団地地区及び今後の人口の集積が予想される上狐森地区付近から優先的に事業を進めていく。
- ② 市街地の雨水の排除については、三本堰川や象潟川など放流河川の整備との整合を図りつつ、水質環境改善のための公共下水道（雨水）の整備を進めていく。
- ③ 公共下水道の排水区域外の集落などについては、農業集落排水事業等による生活排水対策が終了していることから、今後は利用促進による生活排水処理施設普及率の向上を図る。

<河川>

本区域の河川整備では、洪水の被害から地域を守ることに加え、水質環境の改善、伐木・除草等の維持・管理に努める。また、地域住民にゆとりと潤いを提供するため河川環境の保全に努める。特に水質の悪化が進んでいる象潟川については水質環境の改善に努める。

仁賀保地域

市街地が扇型の形状をしている本地域は、西部を白雪川が南北に流れ、芹田地区、三森地区を通過している。また、大沢川や琴浦川も市街地を南北に貫流し、日本海に注いでいる。

象潟地域

市街地を南東から北西に貫流する三本堰川は北東から南西に貫流する象潟川と市街地中心部で合流し、象潟漁港分港北側で日本海に注いでいる。また、奈曽川は南部を貫流し関地区で日本海に注いでいる。

b. 整備水準の目標

本区域における、おおむね20年後の整備水準の目標を次のとおり設定する。

整備水準の目標項目	現在の水準 平成12年	整備水準	
		平成22年	平成32年
公共下水道普及率※ ¹	16%	58%	75%
生活排水処理施設普及率※ ²	35%	87%	100%

※¹公共下水道普及率＝公共下水道処理人口／住民基本台帳人口×100

※²生活排水処理施設普及率＝（公共下水道処理人口＋集落排水処理人口＋合併処理浄化槽処理人口）÷住民基本台帳人口×100

イ. 主要な施設の配置の方針

<下水道>

都市計画の目標や下水道整備の基本方針に基づき、生活環境の改善と自然環境の保全を図るため市街地を中心に公共下水道の排水区域を配置し、その整備促進を図る。また、終末処理場は引き続き金浦地域の笹森地区に配置し、処理水は赤石川及び日本海に放流するものとする。なお、整備済みの施設については今後もその維持に努めるとともに、適切な時期に施設の更新を図るものとする。

仁賀保地域

宅地化の進む室沢地区では市街化の進展状況や幹線道路などの基盤整備の進捗を勘案しながら順次排水区域の拡大を図る。

金浦地域

用途地域内を中心に整備促進を図る。また、排水区域を配置し市街化の進展状況や幹線道路などの都市基盤整備の進捗を勘案しながら、順次整備を図る。

象潟地域

宅地化の進む上狐森地区、北部工業団地では、市街化の進展状況や幹線道路などの都市基盤整備の進捗を勘案しながら、順次排水区域の拡大を図る。

<河川>

仁賀保地域の住民の安全性確保や経済・産業活動を守るため、大沢川の河川改修を促進する。

ウ. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設の整備目標は次のとおりとする。

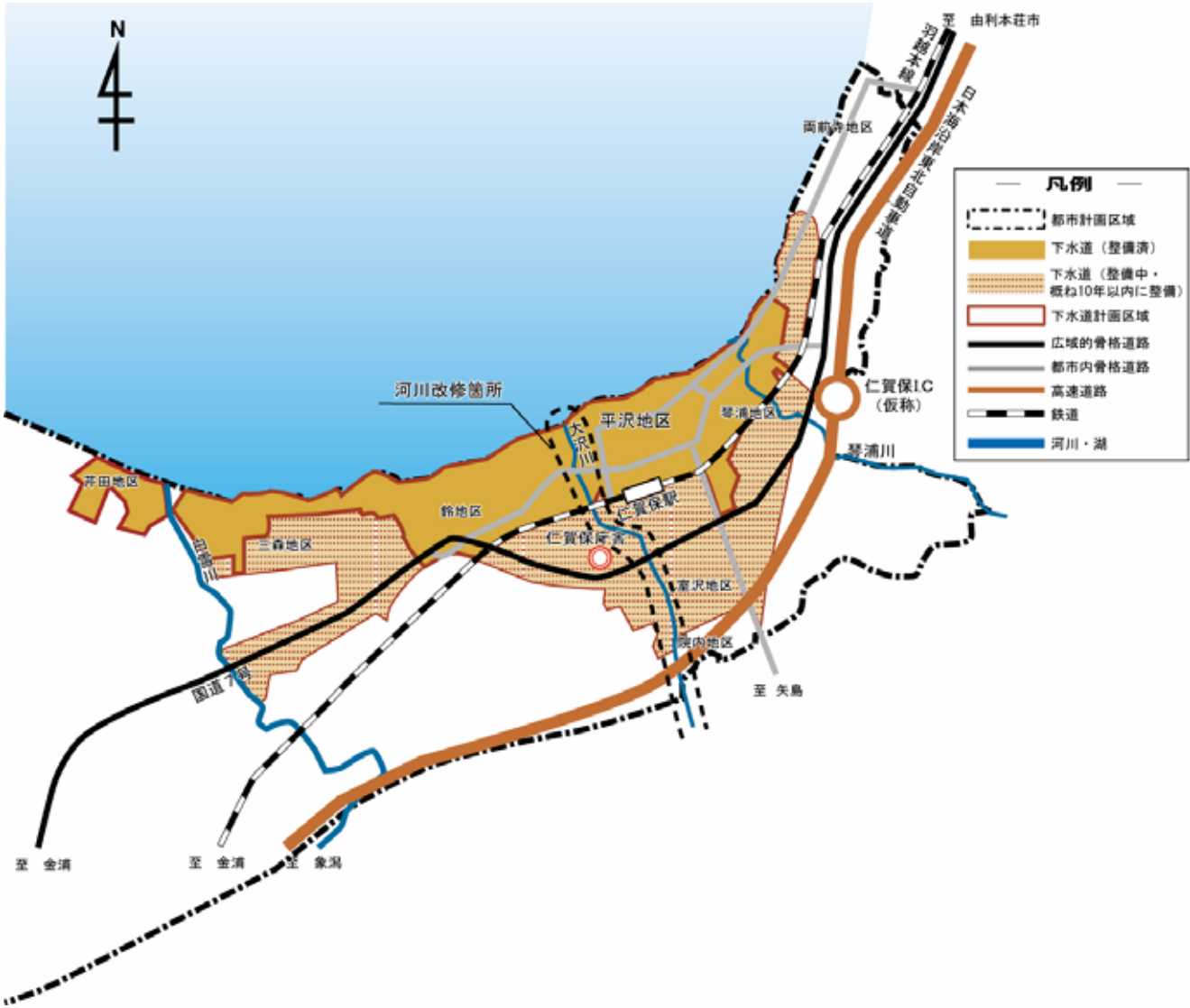
<下水道>

施設名	事業予定者	整備目標
公共下水道	市	供用開始：用途地域内の平沢、木ノ浦、川尻、関地区等 整備着手：用途地域内の室沢地区等

<河川>

施設名	事業予定者	整備目標
大沢川	県	河川改修 平沢地区 約3.9km 整備完了

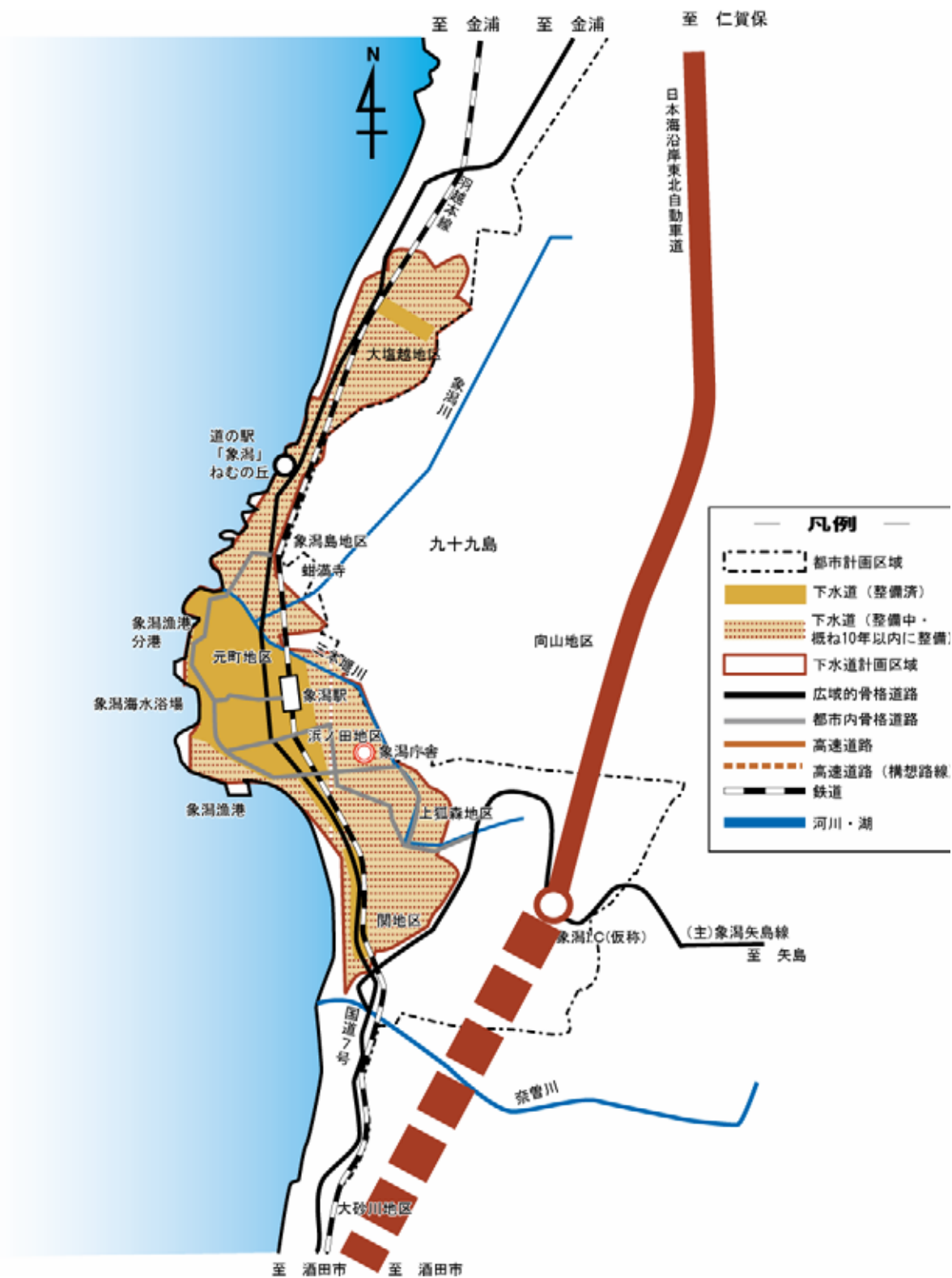
▼下水道及び河川整備方針図（仁賀保地域）



▼下水道及び河川整備方針図（金浦地域）



▼下水道及び河川整備方針図（象潟地域）



(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

a. 仁賀保地域

漁港の後背地として市街化した鈴地区や民間の宅地開発の進展により、都市基盤施設が不十分なまま市街化したＪＲ羽越本線北側の平沢地区及び琴浦地区では、道路や公園等の都市基盤整備を進め、居住環境や防災性の向上を進める必要がある。

b. 金浦地域

ＪＲ羽越本線東側では、公的な宅地造成事業により新しく市街地が形成され、各種公共施設の移転先として利活用されてきている。そのため、広場・公園等の都市基盤施設の整備が必要である。

c. 象潟地域

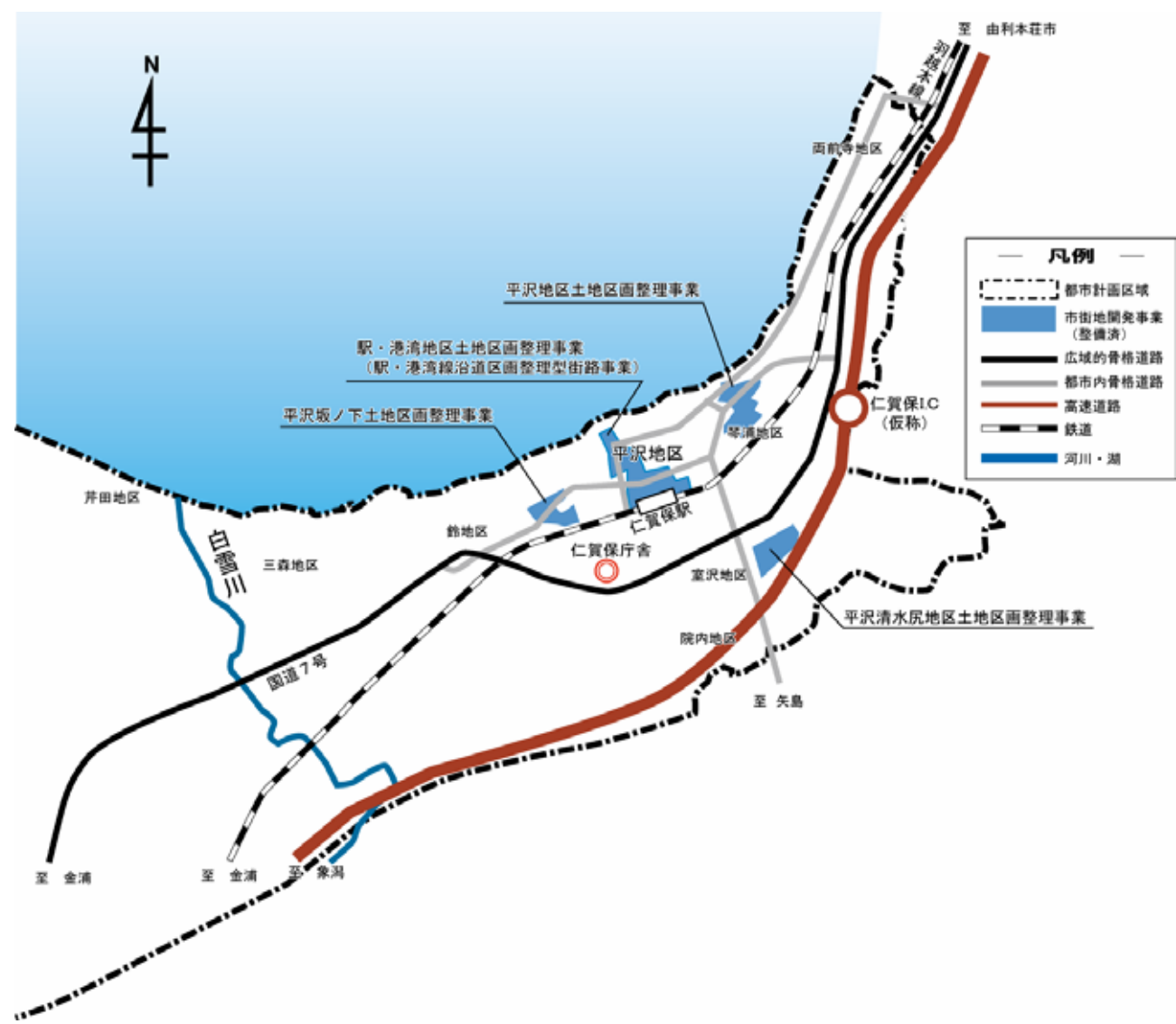
漁港の後背地として市街化した元町地区や民間の宅地開発の進展により、都市基盤施設が不十分なまま市街化した市街地南部の関地区及び上狐森地区では、道路や公園等の都市基盤整備を進め、居住環境や防災性の向上を図る必要がある。

本区域では、平成１３年に仁賀保地域内で(都)駅港湾線の沿道区画整理型街路事業を終了しており、当面新たな市街地開発事業の実施予定はない。今後、世帯分化に伴う住宅需要への対応や、中心市街地の魅力再生のため、地域との合意のもと、必要に応じて市街地開発事業の適用を検討するものとする。

2) 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施を予定している主要な市街地開発事業は、特に無い。

▼主要な市街地開発事業の配置方針図（仁賀保地域）



(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

仁賀保地域は、海岸部に松林からなる保安林、丘陵部に樹林及び泥流丘の緑地、そして仁賀保高原にかけて広がる平地等豊かな自然環境が市街地を取り囲んでいる。一方、市街地では公園や広場の不足によりオープンスペースが確保できず、そのため、公園等の計画的な整備により緑地の確保を図る必要がある。また、引き続き自然環境の保全や維持に努める必要がある。

金浦地域は、独特の景観を有する「飛のくずれ」並びに桜の名所として知られる勢至公園が竹嶋潟や観音潟の水と緑とともに潤いの空間を提供している。一方、市街地では公園・広場が不足しており都市公園の整備が課題である。

象潟地域は、景勝地「九十九島」、丘陵部の樹林地、海岸線の水辺空間等の豊かな自然環境が市街地を囲んでいる。しかし、市街地中心部や九十九島は工場が近接していることから環境面での配慮が求められている。このため、九十九島を含む自然環境の保全や維持に努める必要がある。

こうした自然的環境や市街地内の公園・広場などの現状を踏まえ、本区域における自然的環境の整備又は保全に関する基本方針を以下のように定める。

a. 仁賀保地域

- ① 豊かな自然に恵まれた本地域の特性を活かし、海岸部の自然景観や河川の水辺空間、市街地東部から南部に広がる丘陵部の緑地など、身近な自然的環境や景観の維持に努める。
- ② 海水浴場など海岸部の水辺空間を、観光交流の場と位置付け、観光・レクリエーション拠点として活用を図る。
- ③ 本地域の歴史を伝える空間である仁賀保神社などは、地域固有の歴史的環境を持つ都市公園として保全と活用にも努める。
- ④ 都市公園等の施設緑地の計画的な整備を図るとともに、市街地内の公共施設や工場等の施設緑化を促進し、潤いのある生活環境の形成に努める。

b. 金浦地域

- ① 豊かな自然にめぐまれた本地域の特性を活かし、北側に広がる丘陵部の樹林地や池沼などの水辺空間など、地域における緑の骨格となる緑地の保全を図り、やすらぎのある良好な居住環境の形成に努める。
- ② 本地域のシンボリックな景観である、「飛のくずれ」などの海岸景観、竹嶋潟・観音潟など水辺景観の維持・保全を図る。
- ③ 本地域の歴史を伝える空間である金浦山神社、塩釜神社、三嶽神社などは、計画的に整備を図るとともに、維持・管理への住民の参加、協力を促進し、地域固有の歴史的環境の保全と活用にも努める。
- ④ 海岸部や池沼の水辺空間を、市民の憩いの場や観光交流の場と位置付け、レクリエーション拠点として活用を図る。

c. 象潟地域

- ① 日本海の海岸線や市街地周辺の丘陵部の緑地など身近な自然環境の保全を図り、緑に囲まれた潤いのある都市環境の維持に努める。
- ② 海水浴場など海岸部の水辺空間を、観光交流の場と位置付け、観光・レクリエーション拠点として活用を図る。
- ③ 本地域の歴史を伝える蛸満寺や「九十九島」は、地域固有の歴史的環境として保全と活用に努める。
- ④ 市街地周辺に広がる「九十九島」と田園地帯の景観や、海岸線の水辺空間は、身近な自然的居住環境の要素と位置付け、その自然的環境の保全を図るとともに、景観の維持に努める。
- ⑤ 都市公園等の計画的な整備を図るとともに、市街地内の公共施設や工場等の施設緑化を促進し、潤いのある市街地環境の形成に努める。

2) 主要な緑地の配置の方針

主要な緑地の配置については、主として緑地の存在機能に着目した環境保全系統及び歴史文化系統、都市景観要素としての機能に着目した景観構成系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災機能に着目した防災系統の5つの系統を以下のように配置する。

a. 仁賀保地域

緑地の系統	地区名等	緑地等の配置方針、概要等
ア. 環境保全系統の配置	- 市街地東部・南部の丘陵部 - 海岸部 - 白雪川 - 公共施設群 - 大規模工場	市街地東部から南部にかけて広がる泥流丘や、日本海沿岸の海岸線や白雪川の水辺空間を、骨格となる緑地と位置付け、これらの保全を図るとともに、風致地区の指定により市街化を抑制する。 また、大規模工場や国道7号沿線の公共施設群については、市街地の潤いを演出する緑地空間として、施設緑化の促進を図る。
イ. 景観構成系統の配置	- 仁賀保墓園 - 海岸部 - 白雪川	仁賀保墓園周辺の緑地景観、海岸部の自然景観、白雪川の河川景観を景観構成要素となる緑地と位置付け、その景観の保全を図る。
ウ. レクリエーション系統の配置	- 仁賀保運動公園 - 平沢海水浴場	仁賀保運動公園や平沢海水浴場などをレクリエーションに対応する緑地と位置付け、活用を図る。
エ. 防災系統の配置	- 海岸部の保安林 - 仁賀保公園 - 望海公園 - 仁賀保運動公園	海岸線における保安林を防災系統の緑地と位置づけ、飛砂災害防止の観点からその保全を図っていく。 また、仁賀保公園、望海公園、仁賀保運動公園を防災避難場所と位置付け、災害時の避難施設としての活用や防災設備の整備と資材の備蓄を図る。
オ. 歴史文化系統の配置	- 仁賀保神社 - フェアイト子ども科学館及び公共施設群	仁賀保神社周辺の樹林地を歴史文化系統の緑地と位置付け、周囲の生活環境との調和を保ちながら、その保全と活用を図る。 また、フェアイト子ども科学館及び周辺の公共施設群の施設緑地と調和を図り、緑地としての一体性を確保する。

b. 金浦地域

緑地の系統	地区名等	緑地等の配置方針、概要等
ア. 環境保全系統の配置	・ 北側丘陵部の樹林地 ・ 観音潟、竹嶋潟	北側の丘陵部の樹林地、観音潟、竹嶋潟の水辺空間を、環境保全系統の骨格を形成する緑地として位置付け、これらの保全を図るとともに、風致地区の指定により市街化を抑制する。
イ. 景観構成系統の配置	・ 「飛のくずれ」 ・ 竹嶋潟 ・ 観音潟 ・ 塩釜神社 ・ 金浦山神社 ・ 三嶽神社	雄大な海岸景観を有する「飛のくずれ」とその周辺、竹嶋潟、観音潟などの水辺、塩釜神社、金浦山神社、三嶽神社など市街地に接する丘陵地の景観を、景観構成要素と位置付け、その景観の保全を図る。
ウ. レクリエーション系統の配置	・ 飛のくずれとその周辺 ・ 竹嶋潟 ・ 観音潟	「飛のくずれ」とその周辺を雄大な海岸景観を有するレクリエーション拠点と位置付け、貴重な自然環境として保全・活用を図る。 また、観音潟、竹嶋潟は、憩いの場としても位置付け、保全・活用を図るとともに、レクリエーションの場として整備を促進する。
エ. 防災系統の配置	・ 保育園、小中学校 ・ 勢至公園 ・ 太平山 ・ 中央公園	保育園、小中学校などを災害時の拠点として又高台となる太平山、中央公園、勢至公園周辺を津波災害の避難場所として位置付け、防災設備の整備や資材備蓄の場として活用を図る。
オ. 歴史文化系統の配置	・ 塩釜神社、金浦山神社、三嶽神社	北側の丘陵部に位置する塩釜神社、金浦山神社、三嶽神社の神社林を歴史文化系統の緑地と位置付け、保全を図る。特に、伝統行事である掛魚祭りが行われる金浦山神社は、地域社会の歴史・文化の場として保全・活用を図る。

c. 象潟地域

緑地の系統	地区名等	緑地等の配置方針、概要等
ア. 環境保全系統の配置	・ 景勝地「九十九島」 ・ 市街地東部・南部の丘陵部 ・ 海岸部	市街地西部に広がる天然記念物「象潟」(九十九島)の景観、市街地周辺部の丘陵の樹林、日本海沿岸の海岸線の水辺空間を、緑の骨格となる緑地と位置付け、市街地形成との調和を保ちながら、環境保全系統の緑地として保全を図る。 特に、九十九島は天然記念物に指定されていることから、環境保全を図り、市街化を抑制する。
イ. 景観構成系統の配置	・ 景勝地「九十九島」 ・ 市街地東部・南部の丘陵部 ・ 海岸部	鳥海国定公園の自然公園地域に指定されている九十九島の景観、市街地周辺の丘陵部の樹林、海岸部の水辺空間などを、景観構成要素となる緑地と位置付け、その景観の保全を図る。 特に、九十九島の景観は、シンボリックな景観であることから、地元住民の理解や協力のもと、その維持・保全に努める。
ウ. レクリエーション系統の配置	・ 運動広場 ・ 象潟海水浴場	地域の運動広場や象潟海水浴場などをレクリエーションニーズに対応する緑地と位置付け、地域住民のレクリエーションの場として活用を図る。
エ. 防災系統の配置	・ 運動広場	市街地内にある運動広場などの公園を防災避難場所と位置付け、災害時の避難施設としての活用や施設整備を図る。
オ. 歴史文化系統の配置	・ 蛸満寺を含む象潟島地区	象潟島地区にある蛸満寺と九十九島を中心とした史跡は文化財に指定されていることもあり、歴史文化系統の緑地と位置付け、歴史文化遺産と周辺環境との調和を保ちながら、その保全と活用を図る。

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

主要な緑地の配置の方針を踏まえ、今後地域住民との合意形成を図りながら、都市計画制度の活用により、自然的環境の整備又は保全を図る。

a. 仁賀保地域

地区名等	整備又は、保全の方針
仁賀保運動公園、 仁賀保墓園、 その他都市計画公園	これらの公園・緑地等は都市計画の決定内容に基づき、緑地及び都市公園として維持・活用を図り、その役割・機能の充実に努める。
白雪川	都市の骨格を形成している河川周辺の自然環境の維持・保全に向け、河川空間の維持に努める。
海岸線の緑地	海岸線の緑地については、風致地区指定の見直しを含めて、緑地の機能向上を図る。

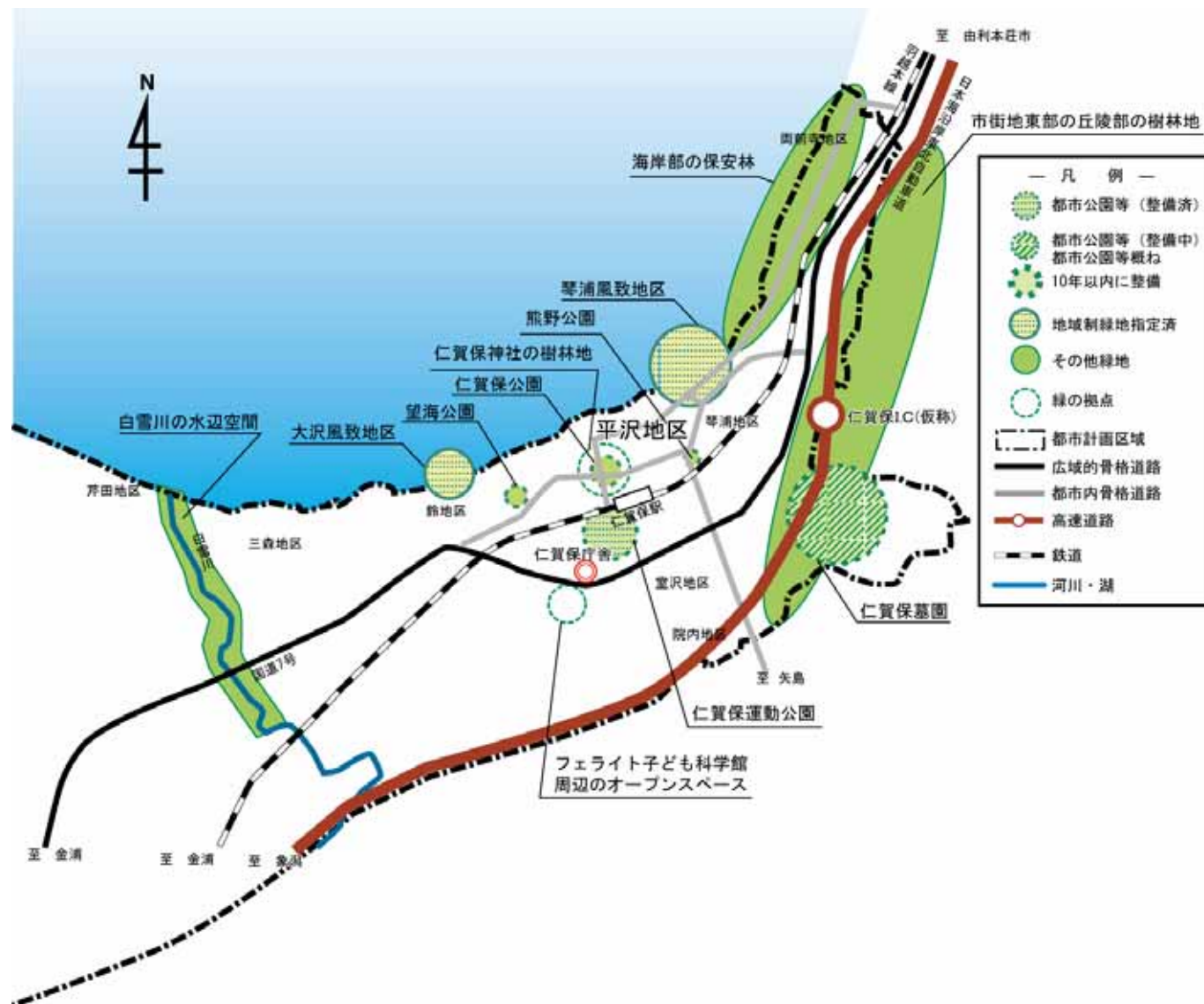
b. 金浦地域

地区名等	整備又は、保全の方針
竹嶋潟、観音潟	地域住民や周辺地域のレクリエーションの場として、また、風致地区として水辺の自然環境の維持・保全に努める。
「飛のくずれ」	「飛のくずれ」などの海岸線の緑地については、文化財や保安林として緑地の保全を図る。

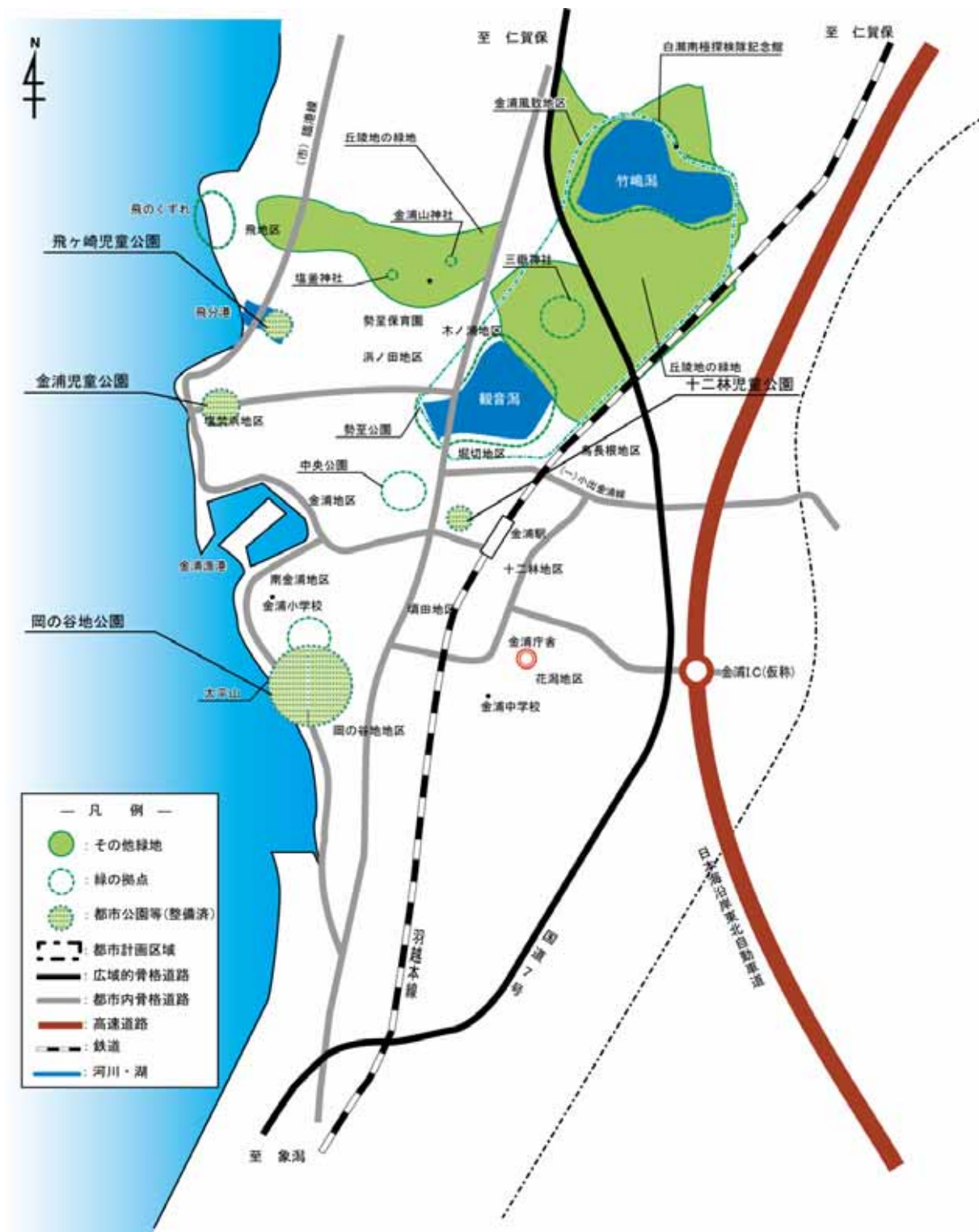
c. 象潟地域

地区名等	整備又は、保全の方針
運動広場	地域住民のレクリエーション・交流の場として、都市計画公園の整備を検討する。

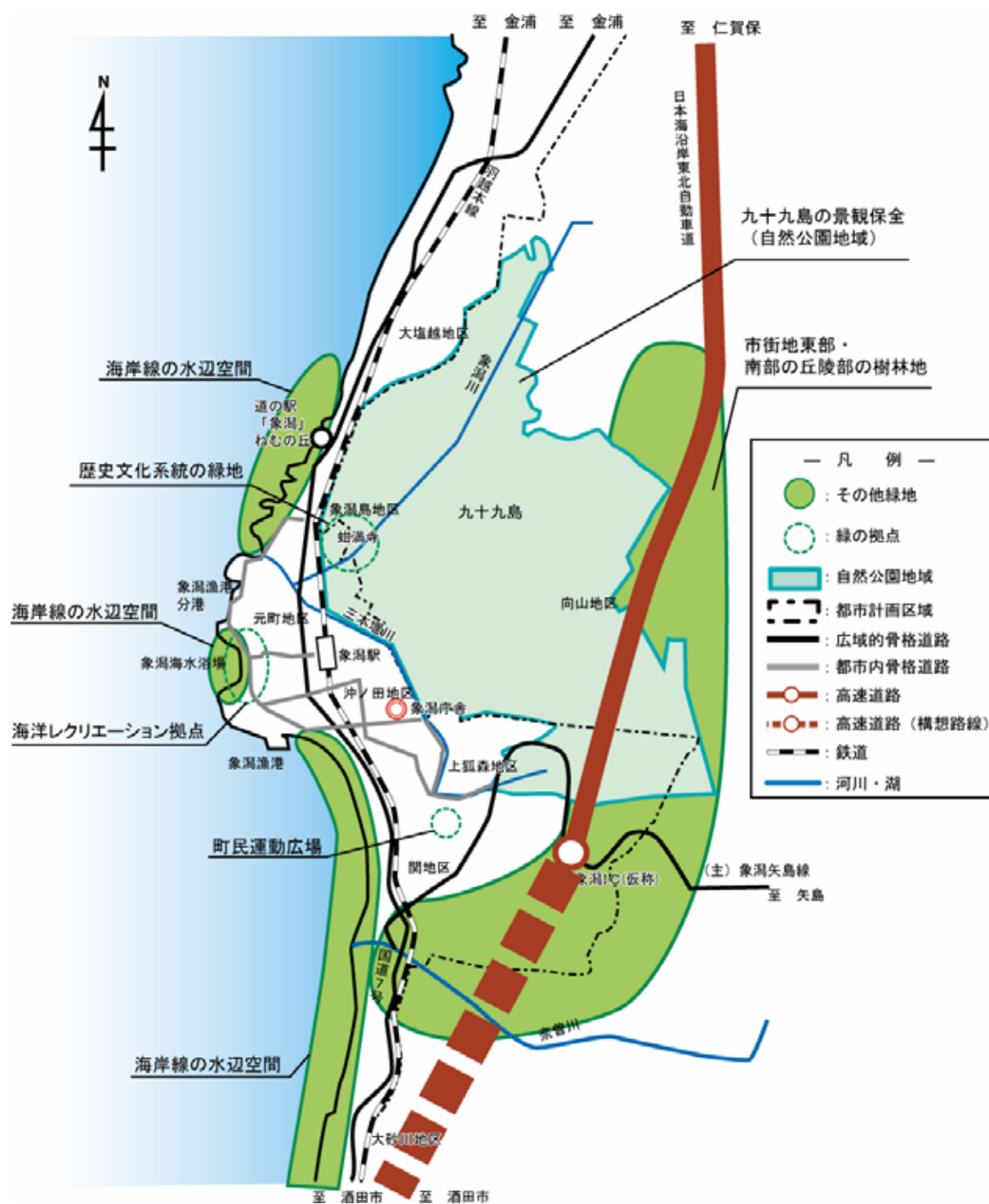
▼自然的環境の整備又は保全の方針図（仁賀保地域）



▼自然的環境の整備又は保全の方針図（金浦地域）



▼自然的環境の整備又は保全の方針図（象潟地域）





発行・編集

平成22年7月

秋田県建設交通部都市計画課（都市計画班）

TEL 018-860-2445

FAX 018-860-3845

E-mail toshi-01@mail2.pref.akita.jp

URL <http://www.pref.akita.jp/tosi/index.html>